別冊１

特定小売供給約款変更認可申請補正書

四国電力株式会社

別　　紙

特定小売供給約款

2023 年 6 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

特 定 小 売 供 給 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1

1　適　　用 …… 1

2　供給約款の認可および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 3

5　実 施 細 目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み …… 4

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 5

8　需 要 場 所 …… 5

9　需給契約の単位 …… 6

10　供 給 の 開 始 …… 6

11　供 給 の 単 位 …… 6

12　承 諾 の 限 界 …… 7

13　需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ　契約種別および料金 …… 8

14　契 約 種 別 …… 8

15　定 額 電 灯 …… 8

16　従 量 電 灯 …… 11

17　臨 時 電 灯 …… 15

18　公 衆 街 路 灯 …… 18

19　低　圧　電　力 …… 23
20　臨　時　電　力 …… 26
21　農 事 用 電 力 …… 28

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 30
22　料金の適用開始の時期 …… 30
23　検　　針　　日 …… 30
24　料金の算定期間 …… 31
25　使用電力量の算定 …… 31
26　料 金 の 算 定 …… 32
27　日　割　計　算 …… 33
28　料金の支払義務および支払期日 …… 34
29　料金その他の支払方法 …… 35
30　延　滞　利　息 …… 37
31　保　　証　　金 …… 38

Ⅴ　使用および供給 …… 40
32　適正契約の保持 …… 40
33　力 率 の 保 持 …… 40
34　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 40
35　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 41
36　供 給 の 停 止 …… 41
37　供給停止の解除 …… 42
38　供給停止期間中の料金 …… 43
39　違　　約　　金 …… 43
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 43
41　制限または中止の料金割引 …… 44

42　損害賠償の免責 …… 45
43　設 備 の 賠 償 …… 45

Ⅵ　契約の変更および終了 …… 46
44　需給契約の変更 …… 46
45　名 義 の 変 更 …… 46
46　需給契約の廃止 …… 46
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう
　　料金および工事費の精算 …… 47
48　解　　約　　等 …… 49
49　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 49

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 50
50　供給方法および工事 …… 50
51　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 50

Ⅷ　保　　安 …… 51
52　保 安 の 責 任 …… 51
53　調　　査 …… 51
54　調査に対するお客さまの協力 …… 51
55　保安に対するお客さまの協力 …… 51
56　自家用電気工作物 …… 52

附　　則 …… 53

別　　表 …… 58

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　当社が，特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2　供給約款の認可および変更

(1)　この供給約款は，電気事業法附則第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用で

きないものは除きます。

(4)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6)　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7)　契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8)　契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9)　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(10)　そ の 他 季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(11)　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

⑿　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3)　契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

(4)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。

(5)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実　施　細　目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2)　(1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について，当該一般送配電事業者等に提供すること。

ハ　当該一般送配電事業者等が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に提供すること。

(3)　契約負荷設備，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長

期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ　お客さまの需要場所が，電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

９　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力

(2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

(3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。

10　供給の開始

(1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契　約　種　別</th></tr>
<tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定　額　電　灯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低　圧　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨　時　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr>
</table>

15　定 額 電 灯

(1)　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	71円50銭

ロ　電 灯 料 金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	137円72銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	228円16銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	409円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	589円89銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	950円62銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	475円31銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	374円11銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	638円22銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	319円11銭

(5)　そ　の　他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ﾊ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)および(ﾊ)に該当し，かつ，(ﾛ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	667円00銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	30円66銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	37円28銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円79銭

ホ　そ　の　他

当社は，最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お

客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望され

る場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	397円10銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	27円26銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	32円79銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	35円71銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円22銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円44銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円44銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	224円40銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	224円40銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ｲ)　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃

料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	**811円68銭**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**43円91銭**

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　臨 時 電 灯 Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	443円30銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	38円32銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

18　公 衆 街 路 灯

(1)　公衆街路灯Ａ

イ　適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

(ﾛ)　電　灯　料　金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	134円42銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	223円76銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	401円32銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	578円89銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	933円02銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	466円51銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場

合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ｃ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	**365円31銭**
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**625円02銭**
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	**312円51銭**

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	**637円30銭**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**30円07銭**

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　公衆街路灯Ｃ

イ　適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用

いたします。

ロ　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	358円60銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27円35銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

19　低　圧　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係

数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割

増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	**1,183円71銭**

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	**25円98銭**	**24円54銭**

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増

しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨　時　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ

って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	**239円09銭**

ロ　従量制供給の場合

料金は，19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4)　そ　の　他

イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21　農事用電力

(1)　適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	815円21銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	**21円87銭**	**20円81銭**

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

(4)　そ　の　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　検　　針　　日

検針日は，次により，当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，当該一般送配電事業者等は，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当該一般送配電事業者等は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災等の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5)　(3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25　使用電力量の算定

(1)　使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，次の場合および(3)の場合を除き，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は，原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ　23（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分し

てえた値によって精算いたします。

なお，計量値を確認するときは，それにより精算いたします。

ロ　23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお，計量値を確認するときは，その値によります。

ハ　23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお，計量値を確認するときは，それにより精算いたします。

(2)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(4)　従量制供給のお客さまについて，当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

26　料金の算定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いた

します。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27　日　割　計　算

(1)　当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分については，別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の算定）(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，25（使用電力量の算定）(4)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　29（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，原則として，次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより

支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

30　延 滞 利 息

(1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保　証　金

(1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33　力率の保持

(1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2)　進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

(1)　当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

イ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

(2)　当該一般送配電事業者等は，36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため，または託送約款等に定めるところにより，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがありま

す。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

35　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当該一般送配電事業者等，当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36　供給の停止

(1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，電気

の供給を停止することがあります。

(2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当該一般送配電事業者等は，当社の求めに応じ，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当該一般送配電事業者等は，当社の求めに応じ，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト　お客さまがその他この供給約款に反した場合

37　供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない

当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

38　供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

39　違　約　金

(1)　お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

40　供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

41　制限または中止の料金割引

(1)　当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

(2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42　損害賠償の免責

(1)　40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43　設 備 の 賠 償

(1)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

44　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

46　需給契約の廃止

(1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2)　需給契約は，48（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(2)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の

使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(4)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分とい

たします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

48　解　約　等

(1)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

50　供給方法および工事

(1)　電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

51　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1)　当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

(3)　当該一般送配電事業者等から工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

(4)　託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(5)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

52　保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。

53　調　　査

当該一般送配電事業者等は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。

54　調査に対するお客さまの協力

(1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，53（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55　保安に対するお客さまの協力

(1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1)　53（調査）

(2)　54（調査に対するお客さまの協力）

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，2023年６月１日から実施いたします。

2　料金（口座振替割引契約）についての特別措置

(1)　適 用 範 囲

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

(2)　契 約 の 成 立

口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3)　料　　金

イ　各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

－　再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ロ　口座振替割引額

口座振替割引額は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	55円00銭

ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

(ｲ)　その１月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその１月の料金

(ﾛ)　その１月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(ｲ)によって支払われない場合のその１月の料金

(ﾊ)　需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその１月の料金

(4)　料金の支払方法等

料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ　料金の支払方法

(ｲ)　お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする（以下「口座振替」といいます。）こと。

(ﾛ)　当社の口座への振替が毎月１回目の請求で完了すること。

ロ　料金の振替結果のお知らせ

(ｲ)　定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年１回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。

(ﾛ)　定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。

(5)　そ　の　他

口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能

エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	4,385円39銭	6,555円07銭	10,850円74銭	15,166円21銭	4,190円07銭
30日をこえる1日につき	47円58銭	80円85銭	169円41銭	255円76銭	89円65銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(3)　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

５　この供給約款の実施にともなう切替措置

(1)　この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2)　この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合，契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合を除

き，この供給約款の実施期日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ)　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた

ものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

２　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝ 0.0875

β＝ 0.0770

γ＝ 1.1770

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの

平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80{,}000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り，かつ，120,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}000\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合

平均燃料価格は，120,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (120{,}000\text{円} - 80{,}000\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

(ﾊ)　臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円01銭3厘

ロ　従量制供給の場合

(ｲ)　従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	**1円69銭4厘**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**15銭4厘**

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**15銭4厘**

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

３　契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1)　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2)　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

ロ　イ以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ) ×200パーセント	

ロ　ネ オ ン 管 灯

2次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水　銀　灯

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2)　誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
35以下	―	160	出力（ﾜｯﾄ）×133.0パーセント
45　〃	―	180	
65　〃	―	230	
100　〃	250	350	
200　〃	400	550	
400　〃	600	850	
550　〃	900	1,200	
750　〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

３相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ)　馬力表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(馬力)×93.3パーセント

(ﾛ)　キロワット表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(キロワット)×125.0パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)	管電流 (短時間定格電流) (ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ)	換算容量(入力) (ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)
治療用装置			定格１次最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30　〃　50　〃	2
		50　〃　100　〃	3
		100　〃　200　〃	4
		200　〃　300　〃	5
		300　〃　500　〃	7.5
		500　〃　1,000　〃	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300　〃　500　〃	8
		500　〃　1,000　〃	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過 150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	1
	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃	2
	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃	3　ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃	3

(4)　電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 最大定格１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 実測した１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{パーセント}}{100} \times \left(\begin{array}{c}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{array}\right) + \underset{\text{パーセント}}{90} \times \left(\begin{array}{c}\text{力率90パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{array}\right) + \underset{\text{パーセント}}{80} \times \left(\begin{array}{c}\text{力率80パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{array}\right)}{\text{機　器　総　容　量}}$$

6　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ﾛ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　従 量 電 灯 Ａ

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 109\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ)　従 量 電 灯 B

$$第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ)　臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

$$最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の

$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数} は，\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条第２項の規定に基づく添付書類

１　特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表

２　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

（様式第１）
　第１表　　営業費総括表
　第３表　　事業報酬総括表
　第４表　　控除収益総括表
（様式第２）
　第１表　　営業費明細表
　第２表　　事業報酬明細表
　第４表　　事業報酬明細表
　第５表　　控除収益明細表

（様式第３）　部門整理表
（様式第４）　販売費整理表
（様式第５）　送配電非関連費明細表
（様式第６）　送配電非関連需要明細表
（様式第７）　送配電非関連費及び送配電関連費等計算表
（様式第８）
　第１表　　特定需要原価等と料金収入の比較表

１　特定小売供給約款の変更の内容
および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更の概要は，次のとおりであります。

１　一般送配電事業の分社化にともなう託送供給に係る供給条件の明確化に必要となる変更

２　「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行にともない必要となる変更

３　需給契約の単位における複数需要場所１引込の取扱いの明確化

４　需給契約の契約期間を年度単位に統一

５　料金その他の支払方法の見直し

６　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価のお知らせ方法の見直し

７　その他の今日的見直し

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
特定小売供給約款 ~~令和元~~年 10 月１日　実　施 四国電力株式会社	特定小売供給約款 2023 年 6 月１日　実　施 四国電力株式会社

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

特定小売供給約款

目　次

現行		変更後	
Ⅰ　総　　則	1	Ⅰ　総　　則	1
1　適　　用	1	1　適　　用	1
2　供給約款の~~届出~~および変更	1	2　供給約款の認可および変更	1
3　定　　義	1	3　定　　義	1
4　単位および端数処理	3	4　単位および端数処理	3
5　実　施　細　目	3	5　実　施　細　目	3
Ⅱ　契約の申込み	4	Ⅱ　契約の申込み	4
6　需給契約の申込み	4	6　需給契約の申込み	4
7　需給契約の成立および契約期間	~~4~~	7　需給契約の成立および契約期間	5
8　需　要　場　所	5	8　需　要　場　所	5
9　需給契約の単位	6	9　需給契約の単位	6
10　供　給　の　開　始	~~7~~	10　供　給　の　開　始	6
11　供　給　の　単　位	~~7~~	11　供　給　の　単　位	6
12　承　諾　の　限　界	7	12　承　諾　の　限　界	7
13　需給契約書の作成	7	13　需給契約書の作成	7
Ⅲ　契約種別および料金	8	Ⅲ　契約種別および料金	8
14　契　約　種　別	8	14　契　約　種　別	8
15　定　額　電　灯	8	15　定　額　電　灯	8
16　従　量　電　灯	11	16　従　量　電　灯	11
17　臨　時　電　灯	15	17　臨　時　電　灯	15
18　公　衆　街　路　灯	18	18　公　衆　街　路　灯	18
19　低　圧　電　力	23	19　低　圧　電　力	23
20　臨　時　電　力	26	20　臨　時　電　力	26
21　農　事　用　電　力	28	21　農　事　用　電　力	28
Ⅳ　料金の算定および支払い	30	Ⅳ　料金の算定および支払い	30
22　料金の適用開始の時期	30	22　料金の適用開始の時期	30
23　検　　針　　日	30	23　検　　針　　日	30
24　料金の算定期間	31	24　料金の算定期間	31
25　使用電力量の~~計量~~	31	25　使用電力量の算定	31
26　料　金　の　算　定	~~33~~	26　料　金　の　算　定	32
27　日　割　計　算	33	27　日　割　計　算	33

現行（令和元年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 6 月 1 日実施）
28　料金の支払義務および支払期日 …… 34	28　料金の支払義務および支払期日 …… 34
29　料金その他の支払方法 …… ~~36~~	29　料金その他の支払方法 …… 35
30　延　滞　利　息 …… 37	30　延　滞　利　息 …… 37
31　保　　証　　金 …… 38	31　保　　証　　金 …… 38
Ⅴ　使用および供給 …… 40	Ⅴ　使用および供給 …… 40
32　適正契約の保持 …… 40	32　適正契約の保持 …… 40
33　力 率 の 保 持 …… 40	33　力 率 の 保 持 …… 40
34　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 40	34　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 40
35　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 41	35　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 41
36　供 給 の 停 止 …… ~~42~~	36　供 給 の 停 止 …… 41
37　供給停止の解除 …… ~~43~~	37　供給停止の解除 …… 42
38　供給停止期間中の料金 …… 43	38　供給停止期間中の料金 …… 43
39　違　　約　　金 …… 43	39　違　　約　　金 …… 43
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… ~~44~~	40　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 43
41　制限または中止の料金割引 …… 44	41　制限または中止の料金割引 …… 44
42　損害賠償の免責 …… 45	42　損害賠償の免責 …… 45
43　設 備 の 賠 償 …… ~~46~~	43　設 備 の 賠 償 …… 45
Ⅵ　契約の変更および終了 …… ~~47~~	Ⅵ　契約の変更および終了 …… 46
44　需給契約の変更 …… ~~47~~	44　需給契約の変更 …… 46
45　名 義 の 変 更 …… ~~47~~	45　名 義 の 変 更 …… 46
46　需給契約の廃止 …… ~~47~~	46　需給契約の廃止 …… 46
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… ~~48~~	47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 47
48　解　　約　　等 …… ~~50~~	48　解　　約　　等 …… 49
49　需給契約消滅後の債権債務関係 …… ~~50~~	49　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 49
Ⅶ　供給方法~~および~~工事 …… ~~51~~	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 50
50　~~需給地点および施設~~ …… ~~51~~	50　供給方法および工事 …… 50
~~51　架 空 引 込 線 …… 52~~	
~~52　地 中 引 込 線 …… 53~~	
~~53　連接引込線等 …… 54~~	
~~54　中高層集合住宅等への供給方法 …… 55~~	
~~55　引込線の接続 …… 55~~	
~~56　計量器等の取付け …… 55~~	
~~57　専用供給設備 …… 56~~	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~Ⅷ　工事費の負担 …… 58~~	
~~58　一般供給設備の工事費負担金 …… 58~~	
~~59　特別供給設備の工事費負担金 …… 60~~	
~~60　供給設備を変更する場合の工事費負担金 …… 61~~	
~~61　特別供給設備等の工事費の算定 …… 61~~	
~~62~~　工事費負担金の申受けおよび精算 …… ~~63~~	51　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 50
~~63　臨時工事費 …… 64~~	
~~64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 65~~	
~~Ⅸ~~　保　安 …… ~~66~~	Ⅷ　保　安 …… 51
~~65~~　保安の責任 …… ~~66~~	52　保安の責任 …… 51
~~66~~　調　査 …… ~~66~~	53　調　査 …… 51
~~67　調査等の委託 …… 66~~	
~~68~~　調査に対するお客さまの協力 …… ~~67~~	54　調査に対するお客さまの協力 …… 51
~~69~~　保安に対するお客さまの協力 …… ~~67~~	55　保安に対するお客さまの協力 …… 51
~~70　検査または工事の受託 …… 67~~	
~~71~~　自家用電気工作物 …… ~~68~~	56　自家用電気工作物 …… 52
附　則 …… ~~69~~	附　則 …… 53
別　表 …… ~~82~~	別　表 …… 58

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
Ⅰ　総　　則 **１　適　　用** (1)　当社が，特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）	**Ⅰ　総　　則** **１　適　　用** (1)　当社が，特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）
２　供給約款の~~届出~~および変更 (1)　この供給約款は，電気事業法附則~~第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定~~にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。 (2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。	**２　供給約款の認可および変更** (1)　この供給約款は，電気事業法附則第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。
３　定　　義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 ~~(2)　高　　圧~~ ~~標準電圧6,000ボルトをいいます。~~ ~~(3)~~　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ~~(4)~~　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 ~~(5)~~　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 ~~(6)~~　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 ~~(7)~~　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。	**３　定　　義** 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2)　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3)　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4)　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5)　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6)　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
~~(8)~~ 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 ~~(9)~~ 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 ~~(10)~~ 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 ~~(11)~~ そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 ~~(12)~~ 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 ~~(13)~~ 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。 ~~(14)~~ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 ~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法~~（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	(7) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 夏　　季 毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。
４　単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨て	**４　単位および端数処理** この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，30 分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。 (5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨て

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
ます。	ます。
５　実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	５　実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契 約 の 申 込 み	Ⅱ　契 約 の 申 込 み
６　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	６　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2)　(1) により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ　当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について，当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ　当該一般送配電事業者等が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に提供すること。
~~(2)~~　契約負荷設備，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ~~(3)~~　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ~~当社の~~供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ~~(4)~~　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	(3)　契約負荷設備，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
７　需給契約の成立および契約期間 (1)　需給契約は，お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，~~料金適用開始の日以降１年目の日~~までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	**７　需給契約の成立および契約期間** (1)　需給契約は，お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ　お客さまの需要場所が，電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
８　需　要　場　所 ~~(1)　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(2)および(3)によります。~~ ~~なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。~~ ~~(2)　当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(3)によります。~~ ~~なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。~~ ~~(3)　構内または建物の特殊な場合には，次によります。~~ ~~イ　居住用の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~(イ)　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。~~ ~~(ロ)　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ハ)　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。~~ ~~ロ　居住用以外の建物の場合~~ ~~１建物に会計主体の異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ~~	**８　需　要　場　所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~１需要場所とすることができます。~~ ~~なお，(ﾛ)の場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。~~ ~~(ｲ)　各部分の間に共用する部分がないこと。~~ ~~(ﾛ)　各部分の所有者が異なること。~~ ~~ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合~~ ~~１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。~~ ~~ニ　そ　の　他~~ ~~構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。~~	
９　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力 (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合	**９　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力 (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。
10　供給の開始 (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供給の開始** (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供給の単位 当社は，~~次の場合を除き~~，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 ~~(1)　共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引~~	**11　供給の単位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

<table>
<tr><th>現行（令和元年 10 月１日実施）</th><th>変更後（2023 年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>~~込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合~~
~~(2)　その他技術上，経済上やむをえない場合~~</td><td></td></tr>
<tr><td>12　承諾の限界
当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。</td><td>12　承諾の限界
当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。</td></tr>
<tr><td>13　需給契約書の作成
特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。</td><td>13　需給契約書の作成
特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別
契約種別は，次のとおりといたします。
<table><tr><th>需要区分</th><th colspan="2">契約種別</th></tr><tr><td rowspan="8">電灯需要</td><td colspan="2">定額電灯</td></tr><tr><td rowspan="2">従量電灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">臨時電灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">公衆街路灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td>電力需要</td><td colspan="2">低圧電力</td></tr></table></td><td>Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別
契約種別は，次のとおりといたします。
<table><tr><th>需要区分</th><th colspan="2">契約種別</th></tr><tr><td rowspan="8">電灯需要</td><td colspan="2">定額電灯</td></tr><tr><td rowspan="2">従量電灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">臨時電灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">公衆街路灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td>電力需要</td><td colspan="2">低圧電力</td></tr></table></td></tr>
</table>

現行（令和元年10月１日実施）

	臨　時　電　力
	農　事　用　電　力

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	71円50銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	~~95円70銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~144円10銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~240円90銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~337円70銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~530円20銭~~

変更後（2023年６月１日実施）

	臨　時　電　力
	農　事　用　電　力

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	71円50銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	137円72銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	228円16銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	409円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	589円89銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	950円62銭

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに　~~265円10銭~~	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに　475円31銭
(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
ハ　小型機器料金	ハ　小型機器料金
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。	小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
50ボルトアンペアまでの１機器につき　~~248円60銭~~	50ボルトアンペアまでの１機器につき　374円11銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき　~~387円20銭~~	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき　638円22銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに　~~193円60銭~~	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに　319円11銭
(5)　そ　の　他	(5)　そ　の　他
~~当社~~は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。	当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。
16　従　量　電　灯	**16　従　量　電　灯**
(1)　従量電灯Ａ	(1)　従量電灯Ａ
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。	電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ)　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。	(ｲ)　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。	(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
(ﾊ)　定額電灯を適用できないこと。	(ﾊ)　定額電灯を適用できないこと。
ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)および(ﾊ)に該当し，かつ，(ﾛ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)および(ﾊ)に該当し，かつ，(ﾛ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

現行（令和元年10月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	~~411円40銭~~
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	~~20円37銭~~
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	~~26円99銭~~
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~30円50銭~~

ホ　そ　の　他

当社は，最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変

変更後（2023年６月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	667円00銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	30円66銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	37円28銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円79銭

ホ　そ　の　他

当社は，最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
圧器等の供給設備を施設することがあります。	合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または~~当社の~~供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
ニ　契　約　容　量 (ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。	ニ　契　約　容　量 (ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。
最初の６キロボルトアンペアにつき　95パーセント 次の14キロボルトアンペアにつき　85パーセント 次の30キロボルトアンペアにつき　75パーセント 50キロボルトアンペアをこえる部分につき　65パーセント	最初の６キロボルトアンペアにつき　95パーセント 次の14キロボルトアンペアにつき　85パーセント 次の30キロボルトアンペアにつき　75パーセント 50キロボルトアンペアをこえる部分につき　65パーセント
(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表~~7~~（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~374円00銭~~	契約容量１キロボルトアンペアにつき　397円10銭

現行（令和元年10月１日実施）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	~~16円97銭~~
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	~~22円50銭~~
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~25円42銭~~

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~7円70銭~~
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~15円40銭~~
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~15円40銭~~

変更後（2023年６月１日実施）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	27円26銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	32円79銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	35円71銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円22銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円44銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円44銭

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）

現行

総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	~~154円00銭~~
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	~~154円00銭~~

ニ　そ　の　他

(ｲ)　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ｲ)　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	~~575円30銭~~
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~33円55銭~~

ハ　そ　の　他

(ｲ)　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　臨時電灯Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満

変更後

総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	224円40銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	224円40銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ｲ)　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	811円68銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	43円91銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　臨時電灯Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~412円50銭~~ (ﾛ)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　~~27円96銭~~ ハ　そ　の　他 (ｲ)　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 **18　公 衆 街 路 灯** (1)　公衆街路灯Ａ イ　適 用 範 囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費	であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　443円30銭 (ﾛ)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　38円32銭 ハ　そ　の　他 (ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 **18　公 衆 街 路 灯** (1)　公衆街路灯Ａ イ　適 用 範 囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費

現行（令和元年10月１日実施）

調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

(ﾛ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	~~92円40銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~139円70銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~233円20銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~326円70銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~512円60銭~~
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	~~256円30銭~~

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~239円80銭~~
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~374円00銭~~
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	~~187円00銭~~

変更後（2023年６月１日実施）

調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	66円00銭

(ﾛ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	134円42銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	223円76銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	401円32銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	578円89銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	933円02銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	466円51銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	365円31銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	625円02銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円51銭

現行（令和元年10月１日実施）

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	~~381円70銭~~
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~19円78銭~~

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　公衆街路灯Ｃ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕に

変更後（2023年６月１日実施）

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の11キロワット時まで	637円30銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	30円07銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(3)　公衆街路灯Ｃ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕に

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
よって換算するものといたします。）といたします。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~335円50銭~~ (ﾛ)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　~~17円06銭~~ ニ　そ　の　他 (ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 **19　低 圧 電 力** (1)　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	よって換算するものといたします。）といたします。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量１キロボルトアンペアにつき　358円60銭 (ﾛ)　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　27円35銭 ニ　そ　の　他 (ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 **19　低 圧 電 力** (1)　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

現行（令和元年10月1日実施）

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表~~７~~（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表~~７~~（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割

変更後（2023年６月１日実施）

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割

現行（令和元年10月１日実施）

引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	~~1,116円50銭~~

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~15円80銭~~	~~14円36銭~~

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は~~，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の~~基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

変更後（2023年６月１日実施）

引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,183円71銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	25円98銭	24円54銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
20　臨　時　電　力 (1)　適　用　範　囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2)　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3)　料　　金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 契約電力１キロワット１日につき　~~163円90銭~~ ロ　従量制供給の場合 料金は，19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 (4)　そ　の　他 イ　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	20　臨　時　電　力 (1)　適　用　範　囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2)　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3)　料　　金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 契約電力１キロワット１日につき　239円09銭 ロ　従量制供給の場合 料金は，19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 (4)　そ　の　他 イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

現行（令和元年10月１日実施）

21　農事用電力

(1)　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	~~748円00銭~~

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	~~11円69銭~~	~~10円63銭~~

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

変更後（2023年６月１日実施）

21　農事用電力

(1)　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	815円21銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	21円87銭	20円81銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
(4)　そ　の　他 イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。 ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，~~当社~~は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(4)　そ　の　他 イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。 ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
22　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	**22　料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23　検　針　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（~~当社~~がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，~~当社~~があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　~~当社~~は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　非常変災等の場合 ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5)　(3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	**23　検　針　日** 検針日は，次により，当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，当該一般送配電事業者等は，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当該一般送配電事業者等は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　非常変災等の場合 ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5)　(3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
24　料金の算定期間 (1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の~~計量~~）（~~7~~）の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	**24　料金の算定期間** (1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）（4）の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25　使用電力量の~~計量~~ (1)　~~使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。~~ イ　23（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　23（検針日）(4)の場合，~~計量値を確認するときを除き，~~需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	**25　使用電力量の算定** (1)　使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，次の場合および(3)の場合を除き，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は，原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ　23（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお，計量値を確認するときは，それにより精算いたします。 ロ　23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお，計量値を確認するときは，その値によります。 ハ　23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~(2)　計量器の読みは，次によります。~~ ~~イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。~~ ~~ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。~~ ~~ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。~~ ~~(3)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。~~ (~~4~~)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ~~(5)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。~~ (~~6~~)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく~~計量~~できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，~~別表８（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 (~~7~~)　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，~~別表８（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 ~~(8)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。~~	なお，計量値を確認するときは，それにより精算いたします。 (2)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (3)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (4)　従量制供給のお客さまについて，当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
26　料金の算定 (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	**26　料金の算定** (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27　日割計算 (1)　当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電	**27　日割計算** (1)　当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分については，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表~~9~~（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分については，別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28　料金の支払義務および支払期日 (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の~~計量~~）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の~~計量~~）(~~6~~)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，25（使用電力量の~~計量~~）(~~7~~)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　29（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，~~当社~~が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日	**28　料金の支払義務および支払期日** (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の算定）(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，25（使用電力量の算定）(4)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　29（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29　料金その他の支払方法 (1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，~~料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは~~当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 ~~なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。~~ イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	**29　料金その他の支払方法** (1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，原則として，次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。
30　延 滞 利 息 (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	**30　延 滞 利 息** (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31　保　証　金 (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合	**31　保　証　金** (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。 イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。 ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。 (6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。	(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。 イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。 ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。 (6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
32　適正契約の保持 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**32　適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
33　力率の保持 (1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　~~お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。~~ ~~なお，~~進相用コンデンサは，~~別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）~~を基準として取り付けていただきます。	**33　力率の保持** (1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
34　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　~~需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査~~ (2)　~~69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務~~ ~~(3)~~　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ~~(4)　計量器の検針または計量値の確認~~ ~~(5)　36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または 48（解約等）により必要な処置~~ ~~(6)~~　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更~~もしくは~~終了等に必要な業務~~または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務~~	**34　需要場所への立入りによる業務の実施** (1)　当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 イ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務 (2)　当該一般送配電事業者等は，36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため，または託送約款等に定めるところにより，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。
35　電気の使用にともなうお客さまの協力 (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　お客さまが発電設備を~~当社~~の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，~~当社~~の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	**35　電気の使用にともなうお客さまの協力** (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当該一般送配電事業者等，当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
36　供給の停止 (1)　~~お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。~~ ~~イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~ ~~ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~ ~~ハ　55（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~ (2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，~~当社~~は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，~~当社~~は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　~~お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合~~ ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ~~チ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合~~ ~~(4)　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。~~	**36　供給の停止** (1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，電気の供給を停止することがあります。 (2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当該一般送配電事業者等は，当社の求めに応じ，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当該一般送配電事業者等は，当社の求めに応じ，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト　お客さまがその他この供給約款に反した場合
37　供給停止の解除 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，~~当社~~は，すみやかに~~（次の場合を除きます。）~~電気の供給を再開いたします。 ~~(1)　非常変災の場合~~ ~~(2)　営業時間外の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。~~	**37　供給停止の解除** 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~(3)　その他特別の事情がある場合~~	
38　供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**38　供給停止期間中の料金** 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
39　違　約　金 (1)　お客さまが 36（供給の停止）(3)~~ロ~~から~~ヘ~~までに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	**39　違　約　金** (1)　お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~(1)　当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。~~ ~~イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合~~ ~~ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合~~ ~~ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合~~ ~~ニ　非常変災の場合~~ ~~ホ　その他保安上必要がある場合~~ ~~(2)　(1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。~~	**40　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
41　制限または中止の料金割引 (1)　当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに	**41　制限または中止の料金割引** (1)　当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　引　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 (2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上~~当社~~がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割　引　率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 (2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42　損害賠償の免責 (1)　40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~(1)~~によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**42　損害賠償の免責** (1)　40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43　設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 ~~(1)~~　修理可能の場合 修理費 ~~(2)~~　亡失または修理不可能の場合	**43　設備の賠償** (1)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修理費 ロ　亡失または修理不可能の場合

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
帳簿価額と取替工費との合計額	帳簿価額と取替工費との合計額 (2)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
44　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**44　需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45　名 義 の 変 更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**45　名 義 の 変 更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
46　需給契約の廃止 (1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 ~~当社~~は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2)　需給契約は，48（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**46　需給契約の廃止** (1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2)　需給契約は，48（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さ	**47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さ

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
まを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，~~当社~~が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~ (2)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~ (3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分につい	まを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。 (2)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。 (3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
て，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~ (4)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，~~63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~	ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。 (4)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。
48　解　約　等 (1)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**48　解　約　等** (1)　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
49　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**49　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~Ⅶ　供給方法および工事~~ 50　需給地点および施設 (1)　電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，~~当社~~の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~(2)　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ホ　その他特別の事情がある場合~~ ~~(3)　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(4)　付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 50　供給方法および工事 (1)　電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。
~~51　架空引込線~~ ~~(1)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2)　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(3)　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(4)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~	

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
~~イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~52　地中引込線~~ ~~(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2)　(1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所~~ ~~ロ　建物の３階以下にある場所~~ ~~ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物~~ ~~ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ　その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~53　連接引込線等~~ ~~(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~ ~~(2)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~54　中高層集合住宅等への供給方法~~ ~~中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を供給いたします。~~ ~~なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。~~	
~~55　引込線の接続~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。~~	
~~56　計量器等の取付け~~ ~~(1)　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。~~ ~~なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~	

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。~~ ~~(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(5)　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。~~ ~~(6)　16（従量電灯）(1)ホによって取り付ける装置については，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。この場合，その取付位置は，原則として屋外とし，取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。~~	
~~**57　専用供給設備**~~ ~~(1)　当社は，次の場合には，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2)　(1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3)　当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~	

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~	
~~Ⅷ　工事費の負担~~ ~~58　一般供給設備の工事費負担金~~ ~~(1)　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~区　分 ｜ 単　位 ｜ 金　額~~ ~~架空配電設備の場合 ｜ 超過こう長１メートルにつき ｜ 3,410円~~ ~~地中配電設備の場合 ｜ 超過こう長１メートルにつき ｜ 27,280円~~ ~~なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~ ~~(2)　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~ ~~(3)　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。~~ ~~(4)　２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。~~ ~~イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~ ~~ロ　２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~ ~~(5)　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。~~ ~~イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の~~	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~無償こう長を差し引いた値といたします。~~ ~~ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。~~ 架空配電設備の超過こう長 ＝ 架空配電設備の工事こう長 － $\left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right) \times \dfrac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$ ~~(6)　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。~~ ~~イ　配　電　設　備~~ ~~発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。~~ ~~ロ　工 事 こ う 長~~ ~~別表 10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。~~ ~~なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~(7)　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。~~ ~~イ　定額電灯，従量電灯A，臨時電灯A，臨時電灯B，公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量~~ ~~ロ　契約容量~~ ~~ハ　契約電力~~ ~~なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。~~	
~~**59　特別供給設備の工事費負担金**~~ ~~お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(1)　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~ ~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~	

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合~~ ~~ロ　架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず，地中配電設備を施設する場合~~ ~~ハ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~ ~~ニ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(2)　57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，57（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~**60　供給設備を変更する場合の工事費負担金**~~ ~~(1)　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また，お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，55（引込線の接続）または 56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2)　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~**61　特別供給設備等の工事費の算定**~~ ~~59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1)　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~ ~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。~~ ~~ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，63（臨時工事費）に準じて算定いたします。~~ ~~(2)　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~	

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~(3)　59（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で，その工事費を 58（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 58（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(4)　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費　×　使用回線数 ／ 施設回線数~~ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費　×　使用孔数 ／ 施設孔数－予備孔数~~	
~~62~~　**工事費負担金の申受けおよび精算** (1)　~~当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。~~ (2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3)　~~工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。~~ ~~イ　58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(ｲ)　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(ｲ)　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）~~ ~~(ﾊ)　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~	51　**工事費負担金等の申受けおよび精算** (1)　当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3)　当該一般送配電事業者等から工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4)　託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (5)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
(4)　~~当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~ (5)　~~居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。~~ ~~また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。~~	
~~63　臨時工事費~~ ~~(1)　17（臨時電灯）または 20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。~~ ~~(2)　臨時工事費を申し受ける場合は，58（一般供給設備の工事費負担金），59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。~~ ~~(3)　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。~~ ~~(4)　臨時工事費の精算は，62（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。~~	
~~64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け~~ ~~供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。~~ ~~なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~Ⅸ~~　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
~~65~~　**保安の責任** ~~当社~~は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の~~当社~~の電気工作物について，保安の責任を負います。	52　**保安の責任** 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。
~~66~~　**調　　査** ~~(1)~~　~~当社~~は，法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ~~(2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。~~ ~~イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定~~ ~~ロ　接地抵抗値の測定~~ ~~ハ　点検~~ ~~(3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。~~ ~~なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。~~	53　**調　　査** 当該一般送配電事業者等は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。
~~67　調査等の委託~~ ~~(1)　当社は，66（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。~~ ~~(2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。~~	
~~68~~　**調査に対するお客さまの協力** (1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または~~登録~~調査機関に通知していただきます。 (2)　当社は，~~66~~（調査）~~(1)~~により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	54　**調査に対するお客さまの協力** (1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，53（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
69　保安に対するお客さまの協力 (1)　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を~~当社~~に通知していただきます。この場合には，~~当社~~は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の~~当社~~の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが~~当社~~の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが~~当社~~の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を~~当社~~に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が~~当社~~の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を~~当社~~に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，~~当社~~は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	**55　保安に対するお客さまの協力** (1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
~~**70　検査または工事の受託**~~ ~~(1)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。~~ ~~(2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。~~ ~~(3)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。~~ ~~(4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。~~	
71　自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　~~66~~（調査） (2)　~~67（調査等の委託）~~ ~~(3)~~　~~68~~（調査に対するお客さまの協力） ~~(4)　70（検査または工事の受託）~~	**56　自家用電気工作物** お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　53（調査） (2)　54（調査に対するお客さまの協力）

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
附　　則 １　この供給約款の実施期日 この供給約款は，~~令和元年10月１日~~から実施いたします。	附　　則 １　この供給約款の実施期日 この供給約款は，2023年６月１日から実施いたします。
~~２　需要場所についての特別措置~~ ~~(1)　適　　用~~ ~~イ　８（需要場所）(1)に定める１構内または８（需要場所）(2)に定める１建物（以下「原需要場所」といいます。）において，ロに定める特例設備を新たに使用する際に，ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，８（需要場所）にかかわらず，当分の間，１原需要場所につき，ロ(ｲ)または(ﾛ)それぞれ１特例区域等に限り，１需要場所といたします。ただし，電気事業法施行規則附則第17条第２項に定める２のサービスエリア等からなる原需要場所において，当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で，ロ(ｲ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから，急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は，新たに使用するものとみなします。）際に，この特別措置の適用の申出があり，かつ，各特例区域等が次のいずれにも該当するときは，急速充電設備等について，８（需要場所）にかかわらず，当分の間，当該それぞれのサービスエリア等につき，それぞれ１特例区域等に限り，１需要場所といたします。~~ ~~(ｲ)　特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また，ロ(ﾛ)に定める特例設備の場合は，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ﾛ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。~~ ~~(ﾛ)　次の事項について，非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~a　非特例区域等について，８（需要場所）に準じて需要場所を定めること。~~ ~~b　当社が特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~(ﾊ)　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~(ﾆ)　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ﾎ)　当社が非特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務~~	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ　特例設備は，次のものをいいます。~~ ~~(ｲ)　急速充電設備等~~ ~~電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。~~ ~~(ﾛ)　認定発電設備等~~ ~~電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。~~ ~~(2)　工事費の負担~~ ~~特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，Ⅷ（工事費の負担）の適用については，59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。~~	
~~3　計量器の読みにかかわる取扱い~~ ~~乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは，25（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。~~ ~~なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。~~	
~~4~~　料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1)　適用範囲 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。 (2)　契約の成立 口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3)　料　　金 イ　各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，口座振替割引額	2　料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1)　適用範囲 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。 (2)　契約の成立 口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3)　料　　金 イ　各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，口座振替割引額

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ　口座振替割引額 口座振替割引額は，１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　55円00銭 ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (ｲ)　その１月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその１月の料金 (ﾛ)　その１月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(ｲ)によって支払われない場合のその１月の料金 (ﾊ)　需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその１月の料金 (4)　料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ　料金の支払方法 (ｲ)　お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ﾛ)　当社の口座への振替が毎月１回目の請求で完了すること。 ロ　料金の振替結果のお知らせ (ｲ)　定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年１回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ﾛ)　定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5)　そ　の　他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。	を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ　口座振替割引額 口座振替割引額は，１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　55円00銭 ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (ｲ)　その１月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその１月の料金 (ﾛ)　その１月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(ｲ)によって支払われない場合のその１月の料金 (ﾊ)　需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその１月の料金 (4)　料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ　料金の支払方法 (ｲ)　お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ﾛ)　当社の口座への振替が毎月１回目の請求で完了すること。 ロ　料金の振替結果のお知らせ (ｲ)　定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年１回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ﾛ)　定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5)　そ　の　他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。
~~5~~　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれ	3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれ

現行（令和元年10月１日実施）

かに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

~~6~~　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の~~電気~~供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
最初の30日まで	~~3,848円90銭~~	~~5,482円40銭~~	~~8,705円40銭~~	~~11,948円20銭~~	~~3,117円40銭~~
30日をこえる１日につき	~~29円70銭~~	~~45円10銭~~	~~97円90銭~~	~~148円50銭~~	~~53円90銭~~

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
１日につき	~~32銭2厘~~	~~64銭4厘~~	~~1円28銭8厘~~	~~1円93銭2厘~~	~~64銭4厘~~

(3)　支払義務発生日

変更後（2023年６月１日実施）

かに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
最初の30日まで	4,385円39銭	6,555円07銭	10,850円74銭	15,166円21銭	4,190円07銭
30日をこえる１日につき	47円58銭	80円85銭	169円41銭	255円76銭	89円65銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
１日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(3)　支払義務発生日

<table>
<tr><th>現行（令和元年 10 月１日実施）</th><th>変更後（2023 年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。</td><td>料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>~~７　この供給約款の実施にともなう切替措置~~
~~Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については，当該需給契約の需給開始日（60〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は，工事完成日といたします。）が令和元年10月１日以降であるものから，この供給約款を適用いたします。~~</td><td></td></tr>
<tr><td>~~８　消費税法の改正にともなう経過措置~~
~~社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第１条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，令和元年９月30日以前から需給契約が継続し，令和元年10月１日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月１日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第１条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年９月30日政令第317号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。~~
~~(1)　Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については，15（定額電灯）(4)，16（従量電灯）(1)ニもしくは(2)ホ，17（臨時電灯）(1)ハ，(2)ロもしくは(3)ロ，18（公衆街路灯）(1)ロ，(2)ロもしくは(3)ハ，19（低圧電力）(5)，20（臨時電力）(3)または21（農事用電力）(3)にかかわらず，次のとおりといたします。~~
~~イ　定額電灯~~
~~(イ)　需要家料金~~
<table><tr><td>~~１契約につき~~</td><td>~~70円20銭~~</td></tr></table>
~~(ロ)　電灯料金~~
<table><tr><td>~~10ワットまでの１灯につき~~</td><td>~~93円96銭~~</td></tr><tr><td>~~10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき~~</td><td>~~141円48銭~~</td></tr><tr><td>~~20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき~~</td><td>~~236円52銭~~</td></tr><tr><td>~~40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき~~</td><td>~~331円56銭~~</td></tr><tr><td>~~60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき~~</td><td>~~520円56銭~~</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

~~100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに~~	~~260円28銭~~

~~(ハ)　小型機器料金~~

~~50ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~244円08銭~~
~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~380円16銭~~
~~100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに~~	~~190円08銭~~

~~ロ　従量電灯~~

~~(イ)　従量電灯A~~

~~最低料金~~	~~1契約につき最初の11キロワット時まで~~	~~403円92銭~~
~~電力量料金~~	~~11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~20円00銭~~
	~~120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~26円50銭~~
	~~300キロワット時をこえる1キロワット時につき~~	~~29円95銭~~

~~(ロ)　従量電灯B~~

~~a　基本料金~~

~~契約容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~367円20銭~~

~~b　電力量料金~~

~~最初の120キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~16円66銭~~
~~120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~22円09銭~~
~~300キロワット時をこえる1キロワット時につき~~	~~24円96銭~~

~~ハ　臨時電灯~~

~~(イ)　臨時電灯A~~

~~総容量が50ボルトアンペアまでの場合~~	~~7円56銭~~
~~総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合~~	~~15円12銭~~
~~総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに~~	~~15円12銭~~
~~総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合~~	~~151円20銭~~

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）

~~総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに~~		~~151円20銭~~

~~(ﾛ)　臨時電灯Ｂ~~

~~最低料金~~	~~１契約につき最初の11キロワット時まで~~	~~564円84銭~~
~~電力量料金~~	~~上記をこえる１キロワット時につき~~	~~32円94銭~~

~~(ﾊ)　臨時電灯Ｃ~~

~~ａ　基本料金~~

~~契約容量１キロボルトアンペアにつき~~	~~405円00銭~~

~~ｂ　電力量料金~~

~~１キロワット時につき~~	~~27円45銭~~

~~ニ　公衆街路灯~~

~~(ｲ)　公衆街路灯Ａ~~

~~ａ　需要家料金~~

~~１契約につき~~	~~64円80銭~~

~~ｂ　電灯料金~~

~~10ワットまでの１灯につき~~	~~90円72銭~~
~~10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき~~	~~137円16銭~~
~~20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき~~	~~228円96銭~~
~~40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき~~	~~320円76銭~~
~~60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき~~	~~503円28銭~~
~~100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに~~	~~251円64銭~~

~~ｃ　小型機器料金~~

~~50ボルトアンペアまでの１機器につき~~	~~235円44銭~~
~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき~~	~~367円20銭~~
~~100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに~~	~~183円60銭~~

~~(ﾛ)　公衆街路灯Ｂ~~

~~最低料金~~	~~１契約につき最初の11キロワット時まで~~	~~374円76銭~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

~~電力量料金~~	~~上記をこえる1キロワット時につき~~	~~19円42銭~~

~~(ハ)　公衆街路灯C~~

~~a　基本料金~~

~~契約容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~329円40銭~~

~~b　電力量料金~~

~~1キロワット時につき~~	~~16円75銭~~

~~ホ　低圧電力~~

~~(イ)　基本料金~~

~~契約電力1キロワットにつき~~	~~1,096円20銭~~

~~(ロ)　電力量料金~~

	~~夏季料金~~	~~その他季料金~~
~~1キロワット時につき~~	~~15円51銭~~	~~14円09銭~~

~~ヘ　臨時電力（定額制供給の場合）~~

~~契約電力1キロワット1日につき~~	~~160円92銭~~

~~ト　農事用電力~~

~~(イ)　基本料金~~

~~契約電力1キロワットにつき~~	~~734円40銭~~

~~(ロ)　電力量料金~~

	~~夏季料金~~	~~その他季料金~~
~~1キロワット時につき~~	~~11円48銭~~	~~10円43銭~~

~~(2)　附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）の口座振替割引額については，附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）(3)ロにかかわらず，次のとおりといたします。~~

~~1契約につき~~	~~54円00銭~~

~~(3)　附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の料金率および基準単価については，附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。~~

~~イ　料　金　率~~

~~契約電力~~ / ~~契約使用期間~~	~~0.5キロワット~~	~~1キロワット~~	~~2キロワット~~	~~3キロワット~~	~~3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

~~最初の30日まで~~	~~3,778円92銭~~	~~5,382円72銭~~	~~8,547円12銭~~	~~11,730円96銭~~	~~3,060円72銭~~
~~30日をこえる1日につき~~	~~29円16銭~~	~~44円28銭~~	~~96円12銭~~	~~145円80銭~~	~~52円92銭~~

~~ロ　基準単価~~

契約電力	~~0.5キロワット~~	~~1キロワット~~	~~2キロワット~~	~~3キロワット~~	~~3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに~~
~~1日につき~~	~~31銭6厘~~	~~63銭2厘~~	~~1円26銭5厘~~	~~1円89銭6厘~~	~~63銭2厘~~

~~(4)　別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については，別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。~~

~~イ　定額制供給の場合~~

~~(イ)　定額電灯および公衆街路灯A~~

~~電灯~~	~~10ワットまでの1灯につき~~	~~74銭6厘~~
	~~10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき~~	~~1円49銭4厘~~
	~~20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき~~	~~2円98銭6厘~~
	~~40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき~~	~~4円48銭0厘~~
	~~60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき~~	~~7円46銭7厘~~
	~~100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに~~	~~3円73銭4厘~~
~~小型機器~~	~~50ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~2円23銭0厘~~
	~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~4円46銭0厘~~
	~~100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに~~	~~2円23銭0厘~~

~~(ロ)　臨時電灯A~~

~~総容量が50ボルトアンペアまでの場合~~	~~6銭0厘~~
~~総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合~~	~~12銭0厘~~
~~総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに~~	~~12銭0厘~~

<table>
<tr><th>現行（令和元年 10 月１日実施）</th><th>変更後（2023 年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>~~総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合~~</td><td>~~1円20銭3厘~~</td></tr>
<tr><td>~~総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに~~</td><td>~~1円20銭3厘~~</td></tr>
</table>
~~(ハ)　臨　時　電　力~~
<table>
<tr><td>~~契約電力１キロワット１日につき~~</td><td>~~1円26銭5厘~~</td></tr>
</table>
~~ロ　従量制供給の場合~~
~~(イ)　従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ~~
<table>
<tr><td>~~最 低 料 金~~</td><td>~~１契約につき最初の11キロワット時まで~~</td><td>~~2円11銭5厘~~</td></tr>
<tr><td>~~電力量料金~~</td><td>~~上記をこえる１キロワット時につき~~</td><td>~~19銭2厘~~</td></tr>
</table>
~~(ロ)　(イ)以外の場合~~
<table>
<tr><td colspan="2">~~１キロワット時につき~~</td><td>~~19銭2厘~~</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>５　この供給約款の実施にともなう切替措置
(1)　この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。
(2)　この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合，契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合を除き，この供給約款の実施期日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</td></tr>
</table>

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
別　　表 １　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達~~に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および~~回避可能費用~~単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ~~当社の事務所に掲示いたします~~。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの	別　　表 １　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達~~に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
２　燃料費調整 (1)　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝ ~~0.2104~~ β＝ ~~0.0541~~ γ＝ ~~1.0588~~ なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	**２　燃料費調整** (1)　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝ 0.0875 β＝ 0.0770 γ＝ 1.1770 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

現行（令和元年10月１日実施）

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を下回る場合

燃料費調整単価 ＝（ ~~26,000~~ 円 － 平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~26,000~~ 円を上回り，かつ，~~39,000~~ 円以下の場合

燃料費調整単価 ＝（ 平均燃料価格 － ~~26,000~~ 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~39,000~~ 円を上回る場合

平均燃料価格は，~~39,000~~ 円といたします。

燃料費調整単価 ＝（ ~~39,000~~ 円 － ~~26,000~~ 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間

変更後（2023年６月１日実施）

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 ＝（ 80,000 円 － 平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り，かつ，120,000 円以下の場合

燃料費調整単価 ＝（ 平均燃料価格 － 80,000 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合

平均燃料価格は，120,000 円といたします。

燃料費調整単価 ＝（ 120,000 円 － 80,000 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間

現行（令和元年10月１日実施）

毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	~~76銭0厘~~
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~1円52銭1厘~~

変更後（2023年６月１日実施）

毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1円19銭7厘

現行（令和元年10月１日実施）

	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~3円04銭2厘~~
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~4円56銭3厘~~
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	~~7円60銭5厘~~
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	~~3円80銭3厘~~
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~2円27銭2厘~~
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~4円54銭3厘~~
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	~~2円27銭2厘~~

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~6銭2厘~~
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~12銭2厘~~
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~12銭2厘~~
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	~~1円22銭5厘~~
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	~~1円22銭5厘~~

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	~~1円28銭8厘~~

ﾛ 従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	~~2円15銭4厘~~
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~19銭6厘~~

変更後（2023年６月１日実施）

	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円01銭3厘

ﾛ 従量制供給の場合

(ｲ) 従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	15銭4厘

現行（令和元年10月１日実施）

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	~~19銭6厘~~

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示いたします。~~

３　契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1)　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2)　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

ロ　イ以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

４　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量

変更後（2023年６月１日実施）

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	15銭4厘

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

３　契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1)　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2)　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

ロ　イ以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

４　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
高力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ﾜｯﾄ)×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）	換　算　容　量

現行（令和元年10月１日実施）

	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水　銀　灯

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230

変更後（2023年６月１日実施）

	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	入力（ﾜｯﾄ）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水　銀　灯

出力（ﾜｯﾄ）	換　算　容　量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230

現行（令和元年10月1日実施）

250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ﾜｯﾄ）	換算容量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
35以下	―	160	出力（ﾜｯﾄ）×133.0パーセント
45 〃	―	180	
65 〃	―	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ ３相誘導電動機

３相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(馬力)×93.3パーセント

(ﾛ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

変更後（2023年６月１日実施）

250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ﾜｯﾄ）	換算容量		
	入力（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）		入力（ﾜｯﾄ）
	高力率型	低力率型	
35以下	―	160	出力（ﾜｯﾄ）×133.0パーセント
45 〃	―	180	
65 〃	―	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ ３相誘導電動機

３相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(馬力)×93.3パーセント

(ﾛ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) ＝ 出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

現行（令和元年 10 月１日実施）

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	換算容量(入力)（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30 〃　50 〃	2
		50 〃　100 〃	3
		100 〃　200 〃	4
		200 〃　300 〃	5
		300 〃　500 〃	7.5
		500 〃　1,000 〃	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300 〃　500 〃	8
		500 〃　1,000 〃	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	1
	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	2
	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本~~工業~~規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 最大定格１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 実測した１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70 パーセント

変更後（2023 年６月１日実施）

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	換算容量(入力)（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30 〃　50 〃	2
		50 〃　100 〃	3
		100 〃　200 〃	4
		200 〃　300 〃	5
		300 〃　500 〃	7.5
		500 〃　1,000 〃	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300 〃　500 〃	8
		500 〃　1,000 〃	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16
	125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過150ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過　1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下	1
	0.75ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	2
	1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ 〃	3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 最大定格１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力(ｷﾛﾜｯﾄ) ＝ 実測した１次入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）×70 パーセント

<table>
<tr><th>現行（令和元年 10 月１日実施）</th><th>変更後（2023 年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>(5)　そ　の　他
イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</td><td>(5)　そ　の　他
イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</td></tr>
<tr><td>５　加重平均力率の算定
加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。
加重平均力率（パーセント）
$= \dfrac{\text{100パーセント}\times\left(\text{電熱器総容量}\right)+\text{90パーセント}\times\left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right)+\text{80パーセント}\times\left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$</td><td>５　加重平均力率の算定
加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。
加重平均力率（パーセント）
$= \dfrac{\text{100パーセント}\times\left(\text{電熱器総容量}\right)+\text{90パーセント}\times\left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right)+\text{80パーセント}\times\left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$</td></tr>
<tr><td>~~６　進相用コンデンサ取付容量基準~~
~~進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。~~
~~(1)　照明用電気機器~~
~~イ　け　い　光　灯~~
~~進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。~~
<table><tr><th>~~使用電圧（ボルト）~~</th><th>~~管灯の定格消費電力（ワット）~~</th><th>~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~</th></tr><tr><td rowspan="8">~~100~~</td><td>~~10~~</td><td>~~3.5~~</td></tr><tr><td>~~15~~</td><td>~~4.5~~</td></tr><tr><td>~~20~~</td><td>~~5.5~~</td></tr><tr><td>~~30~~</td><td>~~9~~</td></tr><tr><td>~~40~~</td><td>~~14~~</td></tr><tr><td>~~60~~</td><td>~~17~~</td></tr><tr><td>~~80~~</td><td>~~25~~</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）

	~~100~~	~~30~~
~~200~~	~~40~~	~~3.5~~
	~~60~~	~~4.5~~
	~~80~~	~~5.5~~
	~~100~~	~~7~~

~~ロ　ネオン管灯（１次電圧100ボルト）~~

~~高力率型のネオン管灯は，次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなします。~~

~~変圧器２次電圧（ﾎﾞﾙﾄ）~~	~~変圧器容量（ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）~~	~~コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）~~
~~3,000~~	~~80~~	~~20~~
~~6,000~~	~~100~~	~~30~~
~~9,000~~	~~200~~	~~50~~
~~12,000~~	~~300~~	~~50~~
~~15,000~~	~~350~~	~~75~~

~~ハ　水　銀　灯~~

~~出力（ﾜｯﾄ）~~	~~コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）~~	
	~~100ボルト~~	~~200ボルト~~
~~50以下~~	~~30~~	~~7~~
~~100　〃~~	~~50~~	~~9~~
~~250　〃~~	~~75~~	~~15~~
~~300　〃~~	~~100~~	~~20~~
~~400　〃~~	~~150~~	~~30~~
~~700　〃~~	~~250~~	~~50~~

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）

~~1,000 ″~~	~~300~~	~~75~~

~~(2)　誘導電動機~~

~~イ　個々にコンデンサを取り付ける場合~~

~~(ｲ)　単相誘導電動機~~

~~電動機定格出力~~	~~馬　力~~	~~1/8~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~
	~~キロワット~~	~~0.1~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~
~~コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）~~	~~使用電圧100ボルト~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~
	~~使用電圧200ボルト~~	~~20~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~

~~(ﾛ)　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~電動機定格出力~~	~~馬　力~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~	~~2~~	~~3~~	~~5~~	~~7.5~~	~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~25~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~
	~~キロワット~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~	~~1.5~~	~~2.2~~	~~3.7~~	~~5.5~~	~~7.5~~	~~11~~	~~15~~	~~18.5~~	~~22~~	~~30~~	~~37~~
~~コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）~~		~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~

~~ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合~~

~~やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。~~

~~(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~イ　交流アーク溶接機~~

~~溶接機最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）~~	~~3 以上~~	~~5 以上~~	~~7.5 以上~~	~~10 以上~~	~~15 以上~~	~~20 以上~~	~~25 以上~~	~~30 以上~~	~~35 以上~~	~~40 以上~~	~~45以上50未満~~
~~コンデンサ取付容量（ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ）~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~	~~600~~	~~700~~	~~800~~	~~900~~

~~ロ　交流抵抗溶接機~~

~~イの容量の50パーセントといたします。~~

~~(4)　そ　の　他~~

~~(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~7~~　**契約容量および契約電力の算定方法**

16（従量電灯）(2)ニ(ﾛ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ

6　**契約容量および契約電力の算定方法**

16（従量電灯）(2)ニ(ﾛ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボ

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
ルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 (2)　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × $\frac{1}{1,000}$	ルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 (2)　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × $\frac{1}{1,000}$
~~８　使用電力量の協定~~ ~~使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。~~ ~~(1)　過去の使用電力量による場合~~ ~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~ ~~イ　前月または前年同月の使用電力量による場合~~ $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}}$ ~~× 協定の対象となる期間の日数~~ ~~ロ　前３月間の使用電力量による場合~~ $\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}}$ ~~× 協定の対象となる期間の日数~~ ~~(2)　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~(3)　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}$ ~~× 協定の対象となる期間の日数~~ ~~(4)　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~ ~~(5)　公差をこえる誤差により修正する場合~~ $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント ＋（ ±誤差率 ）}}$ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~9~~　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａ $最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 $第1段階料金適用電力量 = 109キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂ $第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ $最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適	7　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$ といたします。 ロ　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａ $最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 $第1段階料金適用電力量 = 109キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂ $第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ $最低料金適用電力量 = 11キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適

現行（令和元年10月１日実施）	変更後（2023年６月１日実施）
用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ホ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3)　定額制供給の場合または25（使用電力量の~~計量~~）（~~7~~）の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ホ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3)　定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）（4）の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>現行（令和元年 10 月１日実施）</th><th>変更後（2023 年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td><td>イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td></tr>
<tr><td>~~10　標準設計基準~~
~~(1)　適　　用~~
~~イ　この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。~~
~~ロ　この基準に明記していない場合は，法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の関係法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~
~~ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。~~
~~(2)　高圧または低圧電線路~~
~~イ　通　　則~~
~~(イ)　電圧降下の許容限度~~
~~高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は，次表の値を標準といたします。~~
<table><tr><th>~~電線路の公称電圧~~</th><th>~~電圧降下の許容限度~~</th></tr><tr><td>~~100ボルト~~</td><td>~~8ボルト~~</td></tr><tr><td>~~200ボルト~~</td><td>~~20ボルト~~</td></tr><tr><td>~~6,600ボルト~~</td><td>~~600ボルト(300ボルト)~~</td></tr></table>
~~（注）市街地電線路の場合は，（　）の値を適用いたします。~~
~~(ロ)　経過地の選定~~
~~高圧または低圧の電線路の経過地は，地理的条件，保安および保守上の問題を考慮して，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~
~~(ハ)　電線路の種類~~
~~高圧または低圧の電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路~~</td><td></td></tr>
</table>

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）

~~とすることが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。~~

~~ロ　架空電線路~~

~~(イ)　電線路の施設~~

~~a　高圧または低圧の架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち，技術的に困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b　高圧架空電線路を単独に新設する場合は，原則として１回線といたします。~~

~~c　高圧架空電線路の併架の場合の回線数は，既設線も含めて原則として２回線以下といたします。~~

~~(ロ)　支持物の種類~~

~~高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし，山間部，狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には，鉄柱，鉄塔など他の支持物を使用いたします。~~

~~(ハ)　標準径間~~

~~高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，次表によります。~~

~~施設地域~~	~~標準径間~~
~~市街地~~	~~40メートル~~
~~その他~~	~~50メートル~~

~~(ニ)　支持物の長さ~~

~~高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次表を標準といたします。ただし，架空電線の回線数，装柱状況，地形，その他工作物との離隔距離などを勘案し，必要な場合はこれによらないことがあります。~~

~~施設地域~~ / ~~装柱~~	~~市街地~~	~~その他~~
~~低圧~~	~~10メートル~~	~~8メートル~~
~~高圧~~	~~10メートル~~	~~8メートル~~
~~高低圧併架~~	~~12メートル~~	~~10メートル~~

~~(ホ)　架線順位~~

~~架線順位は，原則として次のとおりといたします。~~

~~a　電圧の高いものは，低いものの上部といたします。~~

~~b　専用線およびこれに類するものは，一般線の上部といたします。~~

~~c　遠距離に送電するものは，近距離に送電するものの上部といたします。~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

(ハ)　がいしの種類

高圧または低圧の架空電線路のがいしは，次表のものを使用いたします。

電圧別＼使用箇所別		引通箇所	引留箇所
高圧線		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
		低圧がいしレスアーム用ラック	
	引込線	低圧バインドレスがいし	

(ト)　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧の架空電線路は，技術上および当社の設備状況等を勘案し，硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合には，他の適当な電線を使用いたします。

b　電線の太さは，次表のとおりとし，許容電流，短絡電流限度，電圧降下，機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電圧＼電線の種類		硬銅線	アルミより線
高圧線		200 平方ミリメートル	32，120，240 平方ミリメートル
低圧	低圧線	5.0ミリメートル 38平方ミリメートル	32平方ミリメートル
	引込線	2.6，3.2ミリメートル 14，22，38，60平方ミリメートル	――――

（注）　低圧引込線のうち22平方ミリメートル以上については，軟銅線といたします。

c　電線の許容電流は，次表によります。

（単位：アンペア）

種類および太さ		OC線	OW線	DV線	
				2芯	3芯
硬銅線	2.6ミリメートル	―	―	38	34
	3.2　〃	―	―	50	44
	5.0　〃	―	103	―	―
	14平方ミリメートル	―	―	70	62
	22　〃	―	―	92	80
	38　〃	―	153	130	113
	60　〃	―	―	174	152
	200　〃	605	―	―	―
アルミより線	32　〃	150	109	―	―

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）

	~~120　〃~~	~~310~~	~~―~~	~~―~~	~~―~~
	~~240　〃~~	~~510~~	~~―~~	~~―~~	~~―~~

~~（注）　ＤＶ線のうち22平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上については，軟銅線といたします。~~

~~(ﾁ)　柱上変圧器の容量~~

~~柱上変圧器は，原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし，負荷の種別，容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。~~

~~変圧器容量（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）~~	~~5，10，20，30，50，100~~

~~(ﾘ)　電力用変圧器の結線~~

~~低圧３相電力負荷に供給する場合は，原則として単相変圧器を２台用いてＶ結線により使用いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合には，３台用いてΔ結線により使用いたします。~~

~~(ﾇ)　線路用区分開閉器の取付け~~

~~a　高圧架空電線路の操作または保守のために，必要に応じ区分開閉器を取り付けます。~~

~~b　区分開閉器の容量は，次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。~~

~~容　　量（ｱﾝﾍﾟｱ）~~	~~100，200，400，600~~

~~（注）　100アンペアおよび200アンペアについては，在庫品のみを使用いたします。~~

~~(ﾙ)　避雷器の取付け~~

~~高圧架空電線路には，必要に応じ避雷器を取り付けます。~~

~~(ﾇ)　架空地線の取付け~~

~~高圧架空電線路には，必要に応じ架空地線を取り付けます。~~

~~(ﾜ)　線路用電圧調整器の取付け~~

~~a　高圧配電線の電圧を適正に保持するため，技術上，経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。~~

~~b　線路用電圧調整器の容量は，次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。~~

~~容　量（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）~~	~~1500，2500，3000，3500，4000，4500~~

~~（注）　1,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ，2,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ，3,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ，4,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱについては，在庫品のみを使用いたします。~~

~~(ｶ)　特殊機器および特殊材料の使用~~

~~a　塩害等により汚損する地域には，その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。~~

~~b　雪害の多い地域には，その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。~~

~~(ﾖ)　そ　の　他~~

~~高圧または低圧の架空電線路の施設は，前記各項によるほか，法令で定める~~

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）
~~電気設備に関する技術基準，電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。~~ ~~ハ　地中電線路~~ ~~(ｲ)　施設方法~~ ~~高圧または低圧の地中電線路の施設方法は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式，暗きょ式または開きょ式といたします。~~ ~~a　直接埋設式~~ ~~重量車両が通ることなく，かつ，再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合~~ ~~b　暗きょ式~~ ~~当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合~~ ~~c　開きょ式~~ ~~発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合~~ ~~(ﾛ)　回線数~~ ~~高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は，原則として1回線といたします。~~ ~~(ﾊ)　ケーブルの種類および太さ~~ ~~a　高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは，ＣＶケーブルを標準といたします。~~ ~~b　ケーブルの太さは，次表のとおりとし許容電流，短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。~~ ~~電圧別 ｜ ケーブルの太さ（平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）~~ ~~低圧 ｜ 8，14，38，60，100，150，250~~ ~~高圧 ｜ 60，100，150，250，400，600~~ ~~なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。~~ ~~(3)　変電設備~~ ~~イ　通則~~ ~~電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。~~ ~~ロ　結線方法~~ ~~結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。~~ ~~公称電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ） ｜ 結線図 ｜ 機器名 ｜ 取付台数~~	

現行（令和元年10月1日実施）	変更後（2023年6月1日実施）

~~6.6~~	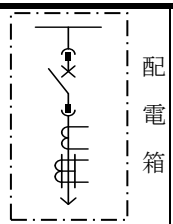	配電箱	~~配電箱~~ ~~しゃ断器~~ ~~変流器~~ ~~零相変流器~~ ~~配電盤~~	~~1個~~ ~~1台~~ ~~2台~~ ~~1台~~ ~~1面~~ ~~配電箱に内蔵~~

~~凡例~~	~~引出型しゃ断器~~	~~変流器~~	~~零相変流器~~
		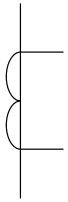	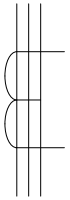

~~ハ　しゃ断器~~

~~(イ)　しゃ断器は，現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して，次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。~~

~~公称電圧（キロボルト）~~	~~定格電圧（キロボルト）~~	~~定格電流（アンペア）~~	~~定格しゃ断電流（キロアンペア）~~
~~6.6~~	~~7.2~~	~~600，1200~~	~~12.5，20，25，31.5，40~~

~~(ロ)　将来の系統構成は，10年程度を目標といたします。~~

~~ニ　変流器~~

~~変流器の定格は，次表から必要最小のものを選定いたします。~~

~~公称電圧（キロボルト）~~	~~定格電圧（キロボルト）~~	~~定格1次電流（アンペア）~~	~~定格2次電流（アンペア）~~	~~形式~~
~~6.6~~	~~6.9~~	~~200～800~~	~~5~~	~~モールド形~~

	~~穴径（平方ミリメートル）~~	~~定格零相1次電流（ミリアンペア）~~	~~定格零相2次電流（ミリアンペア）~~	~~形式~~
~~零相変流器~~	~~120，150，160~~	~~200~~	~~1.5~~	~~貫通形~~

~~ホ　配電盤~~

~~配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に~~

現行（令和元年 10 月１日実施）	変更後（2023 年６月１日実施）
~~必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電圧計，電力計または無効電力量計等を取り付けます。~~ ~~ヘ　保　護　装　置~~ ~~電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は，自動的に電路をしゃ断するものとし，保護装置として次のものを施設いたします。~~ ~~(イ)　短絡保護継電器~~ ~~(ロ)　地絡保護継電器~~ ~~なお，電線路には，自動再閉路継電器を施設いたします。~~	

新旧料金率比較表

（　電　灯　分　）

現行料金 区分		単位	料金率 円銭	円銭	改定料金 区分		単位	料金率 円銭
定額電灯	需要家料金	1 契約	71.50		定額電灯	需要家料金	1 契約	71.50
	電灯料金					電灯料金		
	10Wまで	1 灯	105.58	[9.88]		10Wまで	1 灯	137.72
	20Wまで	〃	163.87	[19.77]		20Wまで	〃	228.16
	40Wまで	〃	280.45	[39.55]		40Wまで	〃	409.02
	60Wまで	〃	397.02	[59.32]		60Wまで	〃	589.89
	100Wまで	〃	629.07	[98.87]		100Wまで	〃	950.62
	100W超過50W までごとに	〃	314.54	[49.44]		100W超過50W までごとに	〃	475.31
	小型機器料金					小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機器	278.14	[29.54]		50VAまでの機器	1 機器	374.11
	100VAまでの機器	〃	446.26	[59.06]		100VAまでの機器	〃	638.22
	100VA超過50VA までごとに	〃	223.14	[29.54]		100VA超過50VA までごとに	〃	319.11
従量電灯 A	最低料金				従量電灯 A	最低料金		
	最初の11kWhまで	1 契約	439.40	[28.00]		最初の11kWhまで	1 契約	667.00
	電力量料金					電力量料金		
	11kWh超過 120kWhまで	1kWh	22.92	[2.55]		11kWh超過 120kWhまで	1kWh	30.66
	120kWh超過 300kWhまで	〃	29.54	[2.55]		120kWh超過 300kWhまで	〃	37.28
	300kWh超過分	〃	33.05	[2.55]		300kWh超過分	〃	40.79
従量電灯 B	基本料金	1kVA	374.00		従量電灯 B	基本料金	1kVA	397.10
	電力量料金					電力量料金		
	最初の120kWhまで	1kWh	19.52	[2.55]		最初の120kWhまで	1kWh	27.26
	120kWh超過 300kWhまで	〃	25.05	[2.55]		120kWh超過 300kWhまで	〃	32.79
	300kWh超過分	〃	27.97	[2.55]		300kWh超過分	〃	35.71
臨時電灯 A	50VAまで1日につき	1 契約	8.51	[0.81]	臨時電灯 A	50VAまで1日につき	1 契約	11.22
	100VAまで 〃	〃	16.99	[1.59]		100VAまで 〃	〃	22.44
	200VAまで 〃	〃	33.98	[3.18]		200VAまで 〃	〃	44.88
	300VAまで 〃	〃	50.97	[4.77]		300VAまで 〃	〃	67.32
	400VAまで 〃	〃	67.96	[6.36]		400VAまで 〃	〃	89.76
	500VAまで 〃	〃	84.95	[7.95]		500VAまで 〃	〃	112.20
	1kVAまで 〃	〃	169.93	[15.93]		1kVAまで 〃	〃	224.40
	2kVAまで 〃	〃	339.86	[31.86]		2kVAまで 〃	〃	448.80
	3kVAまで 〃	〃	509.79	[47.79]		3kVAまで 〃	〃	673.20
臨時電灯 B	最低料金				臨時電灯 B	最低料金		
	最初の11kWhまで	1 契約	603.30	[28.00]		最初の11kWhまで	1 契約	811.68
	電力量料金					電力量料金		
	11kWh超過分	1kWh	36.10	[2.55]		11kWh超過分	1kWh	43.91
臨時電灯 C	基本料金	1kVA	412.50		臨時電灯 C	基本料金	1kVA	443.30
	電力量料金	1kWh	30.51	[2.55]		電力量料金	1kWh	38.32

現行料金						改定料金				
区分			単位	料金率		区分			単位	料金率
				円 銭	円 銭					円 銭
公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	66.00		公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	66.00
		電灯料金						電灯料金		
		10Wまで	1 灯	102.28	[9.88]			10Wまで	1 灯	134.42
		20Wまで	〃	159.47	[19.77]			20Wまで	〃	223.76
		40Wまで	〃	272.75	[39.55]			40Wまで	〃	401.32
		60Wまで	〃	386.02	[59.32]			60Wまで	〃	578.89
		100Wまで	〃	611.47	[98.87]			100Wまで	〃	933.02
		100W超過50W までごとに	〃	305.74	[49.44]			100W超過50W までごとに	〃	466.51
		小型機器料金						小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機器	269.34	[29.54]			50VAまでの機器	1 機器	365.31
		100VAまでの機器	〃	433.06	[59.06]			100VAまでの機器	〃	625.02
		100VA超過50VA までごとに	〃	216.54	[29.54]			100VA超過50VA までごとに	〃	312.51
	B	最低料金					B	最低料金		
		最初の11kWhまで	1 契約	409.70	[28.00]			最初の11kWhまで	1 契約	637.30
		電力量料金						電力量料金		
		11kWh超過分	1kWh	22.33	[2.55]			11kWh超過分	1kWh	30.07
	C	基本料金	1kVA	335.50			C	基本料金	1kVA	358.60
		電力量料金	1kWh	19.61	[2.55]			電力量料金	1kWh	27.35

注．現行料金の「料金率」は，平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし，[ ] に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

（　電　力　分　）

現行料金 区分		単位	料金率	改定料金 区分		単位	料金率
			円 銭　　円 銭				円 銭
低圧電力	基本料金	1 kW	1,116.50	低圧電力	基本料金	1 kW	1,183.71
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1 kWh	18.35 ［ 2.55］		夏季料金	1 kWh	25.98
	その他季料金	〃	16.91 ［ 2.55］		その他季料金	〃	24.54
臨時電力	定額制供給 1日につき	1 kW	180.64 ［ 16.74］	臨時電力	定額制供給 1日につき	1 kW	239.09
	従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し	
農事用電力	（かんがい排水用）			農事用電力	（かんがい排水用）		
	基本料金	1 kW	748.00		基本料金	1 kW	815.21
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1 kWh	14.24 ［ 2.55］		夏季料金	1 kWh	21.87
	その他季料金	〃	13.18 ［ 2.55］		その他季料金	〃	20.81
	（脱穀調整用）〔附則〕				（脱穀調整用）〔附則〕		
	毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで		
	0.5kW		3,974.60 ［125.70］		0.5kW		4,385.39
	1 kW		5,733.50 ［251.10］		1 kW		6,555.07
	2 kW		9,207.60 ［502.20］		2 kW		10,850.74
	3 kW		12,701.80 ［753.60］		3 kW		15,166.21
	3 kW超過 1 kW増すごとに		3,368.50 ［251.10］		3 kW超過 1 kW増すごとに		4,190.07
	30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき		
	0.5kW		33.89 ［ 4.19］		0.5kW		47.58
	1 kW		53.47 ［ 8.37］		1 kW		80.85
	2 kW		114.64 ［16.74］		2 kW		169.41
	3 kW		173.62 ［25.12］		3 kW		255.76
	3 kW超過 1 kW増すごとに		62.27 ［ 8.37］		3 kW超過 1 kW増すごとに		89.65

注．現行料金の「料金率」は，平均燃料価格39,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし，［　］に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表

（　附則２[料金（口座振替割引契約）についての特別措置]分　）

現行料金			改定料金		
区分	単位	割引額	区分	単位	割引額
		円 銭			円 銭
口座振替割引			口座振替割引		
口座振替割引額	1 契約	55.00	口座振替割引額	1 契約	55.00

燃料費調整基準単価比較表

現行料金 区分	単位	基準単価	改定料金 区分	単位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
（１）定額制供給			（１）定額制供給		
イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ			イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　灯			電　灯		
１０Ｗまで	１　灯	0.760	１０Ｗまで	１　灯	0.598
２０Ｗまで	〃	1.521	２０Ｗまで	〃	1.197
４０Ｗまで	〃	3.042	４０Ｗまで	〃	2.393
６０Ｗまで	〃	4.563	６０Ｗまで	〃	3.589
100Ｗまで	〃	7.605	100Ｗまで	〃	5.982
100Ｗ超過５０Ｗまでごとに	〃	3.803	100Ｗ超過５０Ｗまでごとに	〃	2.991
小型機器			小型機器		
５０ＶＡまでの機器	１機器	2.272	５０ＶＡまでの機器	１機器	1.786
100ＶＡまでの機器	〃	4.543	100ＶＡまでの機器	〃	3.573
100ＶＡ超過５０ＶＡまでごとに	〃	2.272	100ＶＡ超過５０ＶＡまでごとに	〃	1.786
ロ．臨時電灯Ａ			ロ．臨時電灯Ａ		
５０ ＶＡまで１日につき	１契約	0.062	５０ ＶＡまで１日につき	１契約	0.048
１００ＶＡまで１日につき	〃	0.122	１００ＶＡまで１日につき	〃	0.097
１００ＶＡ超過500ＶＡまで			１００ＶＡ超過500ＶＡまで		
１００ＶＡまでごとに１日につき	〃	0.122	１００ＶＡまでごとに１日につき	〃	0.097
５００ＶＡ超過１ｋＶＡまで			５００ＶＡ超過１ｋＶＡまで		
１日につき	〃	1.225	１日につき	〃	0.964
１ｋＶＡ超過３ｋＶＡまで			１ｋＶＡ超過３ｋＶＡまで		
１ｋＶＡまでごとに１日につき	〃	1.225	１ｋＶＡまでごとに１日につき	〃	0.964
ハ．臨時電力			ハ．臨時電力		
１日につき	１ｋＷ	1.288	１日につき	１ｋＷ	1.013
ニ．農事用電力（脱穀調整用）			ニ．農事用電力（脱穀調整用）		
〔附則〕			〔附則〕		
１日につき			１日につき		
0.5ｋＷ	１契約	0.322	0.5ｋＷ	１契約	0.253
１ｋＷ	〃	0.644	１ｋＷ	〃	0.506
２ｋＷ	〃	1.288	２ｋＷ	〃	1.013
３ｋＷ	〃	1.932	３ｋＷ	〃	1.519
３ｋＷ超過１ｋＷ増すごとに	〃	0.644	３ｋＷ超過１ｋＷ増すごとに	〃	0.506
（２）従量制供給			（２）従量制供給		
イ．従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂ			イ．従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂ		
および公衆街路灯Ｂ			および公衆街路灯Ｂ		
最低料金			最低料金		
最初の11ｋＷｈまで	１契約	2.154	最初の11ｋＷｈまで	１契約	1.694
電力量料金			電力量料金		
11ｋＷｈ超過分	１ｋＷｈ	0.196	11ｋＷｈ超過分	１ｋＷｈ	0.154
ロ．イ以外の場合	１ｋＷｈ	0.196	ロ．イ以外の場合	１ｋＷｈ	0.154

２　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

様式第１（第３条、第４条、第５条、第34条、第37条関係）

第１表

営 業 費 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
役員給与	671,067	
給料手当	44,871,316	平均経費人員：2,810（人）
給料手当振替額（貸方）	▲501,232	平均基準賃金：463,485（円/月）
退職給与金	1,915,891	注：四国電力送配電(株)への出向者については、会計整理上、基準賃金に計上された上で、出向者控除口で全額控除される取扱いとなっていることから、上記平均経費人員、平均基準賃金には当該出向者（505名）が含まれている。また、平均基準賃金については、原価上自主カットしている10名（新規事業従事者・組織内議員）を除いて算出している。
厚生費	8,870,155	
委託検針費	－	
委託集金費	30,456	
雑給	1,379,901	
燃料費	674,323,301	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	23,895,531	
廃棄物処理費	18,627,069	
特定放射性廃棄物処分費	10,416,781	
消耗品費	5,093,411	
修繕費	83,714,737	
水利使用料	2,142,356	
補償費	1,178,123	
賃借料	11,615,103	
委託費	65,423,935	
損害保険料	1,328,575	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	23,265,369	
普及開発関係費	1,395,175	
養成費	1,367,314	
研究費	6,213,096	
諸費	19,985,413 〈 － 〉 〈814,382〉	
貸倒損	612,433	
固定資産税	15,603,262	
雑税	7,341,383	
減価償却費	95,798,299	
固定資産除却費	6,973,926	
原子力発電施設解体費	8,955,891	
共有設備費等分担額	838,154	
共有設備費等分担額(貸方)	▲736,461	
他社購入電源費	635,573,121 (149,774,665)	他社購入電力量：32,591　(10^6kWh)
非化石証書購入費	5,172,394	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲43,093	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲318,968	
原子力廃止関連仮勘定償却費	12,999,021	
電源開発促進税	－	
事業税	14,099,707	
開発費	－	
開発費償却	－	
電力費振替勘定（貸方）	▲822,324	
株式交付費	－	
株式交付費償却	－	
社債発行費	692,091	
社債発行費償却	－	
法人税等	7,265,511	
合　　計	1,817,245,982	

原価算定期間を、2023年４月から2026年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1　給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。

2　他社購入電源費の購入電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

3　諸費の上段＜ ＞内には寄付金に係る費用を、下段＜ ＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

4　他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費　　（単位：千円）

項　目		金　額	備　考
火力燃料費	石炭費	400,506,740	
	燃料油費	70,620,281	
	ガス費	186,590,555	
	その他	3,596,382	
	小　計	661,313,958	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	12,998,343	
	濃縮関連費	11,000	
	小　計	13,009,343	
新エネルギー等燃料費		－	
合　計		674,323,301	
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）		7,355	
火力燃料重油換算単価（円／kl）		89,914	
火力発電電力量（発電端10^6kWh）		34,198	
火力燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）		19.34	
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）		18,824	
核燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）		0.69	
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）		－	
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）		－	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）		－	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端 円/kWh）		－	

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項　目		数量・価格	備　考
消費数量	石炭（10^3ｔ）	7,413	
	重油（10^3kl）	807	
	原油（10^3kl）	－	
	ＬＮＧ（10^3ｔ）	912	
平均消費価格	石炭（円／ｔ）	54,012	
	重油（円／kl）	87,510	
	原油（円／kl）	－	
	ＬＮＧ（円／ｔ）	133,539	

(2) 修繕費　　（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
普通修繕費	83,714,737	
取替修繕費	－	
合　計	83,714,737	

(3) 減価償却費　　（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
水力発電設備	7,065,803	
火力発電設備	46,922,642	
原子力発電設備	39,427,700	
新エネルギー等発電設備	148,167	
送電設備	－	
変電設備	－	
配電設備	－	
業務設備	2,233,986	
合　計	95,798,299	

第3表

事業報酬総括表　　（単位：千円）

項目			金額（第4条第3項第1号関係）	金額（第4条第3項第2号関係）	金額（第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額）	備考
レートベース	特定固定資産		2,408,617,789		1,092,614,287	査定の結果、報酬率は当初申請の2.7%から2.79%に変更となったが、この反映については、レートベースに係る査定と併せて、当初申請の事業報酬額を上限とすることとなったため、これを踏まえて④を記載。
	建設中の資産		43,062,053		32,131,292	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		136,433,435		136,433,435	
	核燃料資産		278,716,803		278,716,803	
	特定投資		87,504,954		80,074,875	
	運転資本	営業資本	181,197,567		143,835,834	
		貯蔵品	76,541,827		74,775,433	
		小　計	257,739,391		218,611,267	
	繰延償却資産		－		－	
(A)　：レートベースの額の合計額			①　3,212,074,428	②　1,373,492,469	③　1,838,581,959	
(B)　：報酬率（%）			2.79%	1.5%	電気事業報酬額※	※(④－⑤)×(③／(①－②))
(C)：(A)×(B)			④　88,133,608	⑤　20,602,386	67,531,222	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第9条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第４表

控 除 収 益 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
他社販売電源料	430,370,080	他社販売電力量：17,587　（10^6kWh）
託送収益	－ （ － ）	
電気事業雑収益	33,181,822	
預金利息	3,342	
賠償負担金相当収益	7,619,169	
廃炉円滑化負担金相当収益	17,311,188	
合　　計	488,485,601	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

１　他社販売電源料の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

２　託送収益の（　）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注　１　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

２　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

３　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第２（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

営 業 費 明 細 表　　（単位：千円）

項　　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	223,687	223,690	223,690	671,067	
給料手当	15,079,014	14,956,765	14,835,537	44,871,316	
給料手当振替額（貸方）	▲168,600	▲167,081	▲165,551	▲501,232	
退職給与金	629,767	620,892	665,232	1,915,891	
厚生費	2,993,300	2,956,803	2,920,052	8,870,155	
委託検針費	－	－	－	－	
委託集金費	30,456	－	－	30,456	
雑給	460,031	459,967	459,903	1,379,901	
燃料費	211,868,719	220,871,369	241,583,213	674,323,301	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	
廃棄物処理費	6,339,451	6,320,053	5,967,565	18,627,069	
特定放射性廃棄物処分費	3,664,274	3,456,259	3,296,248	10,416,781	
消耗品費	1,127,866	2,686,460	1,279,085	5,093,411	
修繕費	31,294,360	23,272,348	29,148,029	83,714,737	
水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	
補償費	404,323	388,564	385,236	1,178,123	
賃借料	3,859,048	3,843,985	3,912,070	11,615,103	
委託費	23,925,401	21,347,083	20,151,451	65,423,935	
損害保険料	441,410	443,607	443,558	1,328,575	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	
普及開発関係費	537,846	503,135	354,194	1,395,175	
養成費	460,783	460,109	446,422	1,367,314	
研究費	2,087,625	2,055,360	2,070,111	6,213,096	
諸費	5,883,168 〈－〉 〈271,461〉	6,381,827 〈－〉 〈271,461〉	7,720,418 〈－〉 〈271,461〉	19,985,413 〈－〉 〈814,382〉	
貸倒損	220,497	196,450	195,486	612,433	
固定資産税	4,621,427	5,683,958	5,297,877	15,603,262	
雑税	2,561,477	2,424,284	2,355,622	7,341,383	
減価償却費	32,887,384	31,899,204	31,011,711	95,798,299	
固定資産除却費	3,827,893	1,494,945	1,651,088	6,973,926	
原子力発電施設解体費	2,985,297	2,985,297	2,985,297	8,955,891	
共有設備費等分担額	329,768	253,943	254,443	838,154	
共有設備費等分担額(貸方)	▲ 277,118	▲ 147,789	▲ 311,554	▲ 736,461	
他社購入電源費	212,798,718 (48,028,204)	223,334,966 (51,736,224)	199,439,437 (50,010,237)	635,573,121 (149,774,665)	
非化石証書購入費	1,608,042	1,786,262	1,778,090	5,172,394	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 20,288	▲ 20,023	▲ 2,782	▲ 43,093	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 106,323	▲ 106,323	▲ 106,322	▲ 318,968	
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,333,007	4,333,007	4,333,007	12,999,021	
電源開発促進税	－	－	－	－	
事業税	4,671,296	4,617,772	4,810,639	14,099,707	
開発費	－	－	－	－	
開発費償却	－	－	－	－	
電力費振替勘定（貸方）	▲ 274,108	▲ 274,108	▲ 274,108	▲ 822,324	
株式交付費	－	－	－	－	
株式交付費償却	－	－	－	－	
社債発行費	230,697	230,697	230,697	692,091	
社債発行費償却	－	－	－	－	
法人税等	2,421,837	2,421,837	2,421,837	7,265,511	
合　　計	600,967,995	608,385,299	607,892,688	1,817,245,982	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

1　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。

2　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

（１）第３条第２項第１号関係

［役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給］

（単位：千円）

項　　目		前年度実績	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
役員給与		363,331	322,740	223,687	223,690	223,690	671,067	注1：四国電力送配電(株)への出向者については、会計整理上、基準賃金に計上された上で、出向者控除口で全額控除される取扱いとなっていることから、平均経費人員、平均基準賃金には当該出向者（505名）が含まれている。 また、平均基準賃金については、原価上自主カットしている10名（新規事業従事者・組織内議員）を除いて算出している。 注2：附帯事業等振替額については、当社の会計整理上、給料手当振替額(貸方)に含めて整理しているため、当該科目にて記載している。
給料手当	基準賃金	16,663,225	16,329,516	15,951,312	15,584,231	15,183,780	46,719,323	
	基準外賃金	2,154,690	2,089,358	2,040,966	1,993,999	1,942,760	5,977,725	
	諸給与金	6,287,098	6,157,439	2,244,505	2,189,821	2,131,874	6,566,200	
	控除口(貸方)	▲6,490,535	▲6,172,668	▲5,157,769	▲4,811,286	▲4,422,877	▲14,391,932	
	附帯事業等振替額							
	小計	18,614,478	18,403,645	15,079,014	14,956,765	14,835,537	44,871,316	
給料手当振替額(貸方)		▲204,061	▲201,750	▲168,600	▲167,081	▲165,551	▲501,232	
退職給与金	引当金増加額	▲3,735,065	▲1,582,181	▲1,110,452	▲1,045,189	▲999,357	▲3,154,998	
	実払額	210,086	292,719	▲132,932	▲151,957	▲100,377	▲385,266	
	年金保険料	1,975,212	1,926,902	1,873,151	1,818,038	1,764,966	5,456,155	
	小計	▲1,549,767	637,440	629,767	620,892	665,232	1,915,891	
厚生費	法定厚生費	2,896,574	2,903,643	2,324,077	2,298,451	2,272,696	6,895,224	
	一般厚生費	900,991	893,957	669,223	658,352	647,356	1,974,931	
	小計	3,797,565	3,797,600	2,993,300	2,956,803	2,920,052	8,870,155	
委託検針費		－	－	－	－	－	－	
委託集金費		70,476	47,832	30,456	－	－	30,456	
雑給		573,404	480,328	460,031	459,967	459,903	1,379,901	
合　計		21,665,427	23,487,835	19,247,655	19,051,036	18,938,863	57,237,554	
平均経費人員(人)		2,996	2,936	2,878	2,812	2,740	8,430	
平均基準賃金(円／月)		463,485	463,485	463,485	463,485	463,485	463,485	

（２）第３条第２項第２号関係

［燃料費］

（単位：千円）

項目		2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考
		消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
		10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	
火力燃料費	火力発電電力量(発電端10^6kWh)	10,896	－	－	11,387	－	－	11,915	－	－	34,198	－	－	・石炭費の消費量は、石炭換算値とする。 ・ガス費の消費量は、LNG換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量(発電端10^3kl)	2,335	－	－	2,462	－	－	2,558	－	－	7,355	－	－	
	石炭費(10^3t, 円/t)	2,193	54,122	118,690,320	2,655	53,971	143,293,021	2,573	53,837	138,523,399	7,421	53,969	400,506,740	
	燃料油費(10^3kl, 円/kl)	313	88,275	27,630,126	180	87,558	15,760,415	314	86,719	27,229,740	807	87,510	70,620,281	
	ガス費(10^3t, 円/t)	508	116,799	59,334,122	492	114,775	56,469,237	500	141,574	70,787,196	1,500	124,394	186,590,555	
	歴青質混合物質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	助燃費(10^3kl, 円/kl)	10	101,005	1,010,046	10	102,150	1,021,503	9	103,682	933,138	29	102,231	2,964,687	
	蒸気料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運炭費(円/t)	－	－	208,258	－	－	213,893	－	－	209,544	－	－	631,695	
	小計(重油換算)	2,335	88,597	206,872,872	2,462	88,041	216,758,069	2,558	92,918	237,683,017	7,355	89,914	661,313,958	
核燃料費	原子力発電電力量(発電端10^6kWh)	6,628	－	－	6,210	－	－	5,986	－	－	18,824	－	－	
	核燃料減損額	－	－	4,911,148	－	－	4,022,345	－	－	3,749,850	－	－	12,683,343	
	核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))	－	－	84,699	－	－	90,955	－	－	139,346	－	－	315,000	
	濃縮関連費	－	－	－	－	－	－	－	－	11,000	－	－	11,000	
	小計	－	－	4,995,847	－	－	4,113,300	－	－	3,900,196	－	－	13,009,343	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量(発電端10^6kWh)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量(10^3kl)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	バイオマス燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	廃棄物燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	助燃費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	蒸気料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運搬費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	小計(重油換算)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計		－	－	211,868,719	－	－	220,871,369	－	－	241,583,213	－	－	674,323,301	

（３）第３条第２項第３号関係

［使用済燃料再処理等拠出金発電費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費		－	3,525,461	8,859,735	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

［廃棄物処理費］

（単位：千円）

項　目		至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
		2019年度	2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費			3,752,499	4,372,607	3,701,722	3,974,212	4,288,560	4,183,905	12,446,677	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費		1,510,229	1,659,026	2,343,895	2,346,186	2,012,748	1,766,661	6,125,594	
	雑廃棄物処理費		19,659	15,881	16,451	19,054	18,745	17,000	54,798	
新エネルギー等廃棄物処理費			－	－	－	－	－	－	－	
合　計			5,282,387	6,047,514	6,062,068	6,339,451	6,320,053	5,967,565	18,627,069	

［特定放射性廃棄物処分費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金（各年の発電対応分）		－	1,209,916	3,599,256	3,664,274	3,456,259	3,296,248	10,416,781	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
合　計		－	1,209,916	3,599,256	3,664,274	3,456,259	3,296,248	10,416,781	

［消耗品費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費		55,156	44,049	49,603	48,530	48,204	45,680	79,409	173,293	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
雑消耗品費		1,321,059	1,626,331	1,473,695	1,289,147	1,079,662	2,640,780	1,199,676	4,920,118	
合　計		1,376,215	1,670,380	1,523,298	1,337,677	1,127,866	2,686,460	1,279,085	5,093,411	

［補償費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費		425,992	404,367	415,180	371,079	372,992	379,024	369,396	1,121,412	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
臨時的補償費		6,794	33,029	19,911	5,312	24,031	2,240	8,540	34,811	
損害賠償費		109	284	197	7,300	7,300	7,300	7,300	21,900	
合　計		432,895	437,681	435,288	383,691	404,323	388,564	385,236	1,178,123	

［賃借料］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料		2,795,394	2,931,822	2,863,608	2,913,843	2,769,495	2,808,575	2,886,157	8,464,227	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
道路占用料		2,981	3,121	3,051	3,301	3,213	3,213	3,183	9,609	
水面使用料		7,843	7,900	7,871	8,031	9,001	9,282	9,301	27,584	
線路使用料		－	－	－	－	－	－	－	－	
設備賃借料		－	－	－	－	－	－	－	－	
電柱敷地料		662	853	757	680	680	680	680	2,040	
線下補償料		－	－	－	－	－	－	－	－	
機械賃借料		179,110	202,233	190,671	209,103	169,407	144,407	119,407	433,221	
雑賃借料		902,253	889,985	896,119	911,961	907,252	877,828	893,342	2,678,422	
合　計		3,888,242	4,035,913	3,962,078	4,046,919	3,859,048	3,843,985	3,912,070	11,615,103	

［委託費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費		77,324	75,046	76,185	70,337	68,902	70,976	68,199	208,077	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
雑委託費		21,175,788	20,641,845	20,908,817	23,033,167	23,856,500	21,276,108	20,083,253	65,215,861	
合　計		21,253,112	20,716,891	20,985,002	23,103,504	23,925,401	21,347,083	20,151,451	65,423,935	

［損害保険料］

（単位：千円）

項　目		至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力関係			7,434	7,426	7,430	8,334	8,334	8,334	8,334	25,002	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
火力関係			47,848	47,826	47,837	49,958	54,974	55,976	55,976	166,926	
原子力関係	法定保険料		330,157	308,013	319,085	322,332	335,562	337,586	337,019	1,010,167	
	その他保険料		36,547	26,180	31,363	29,732	37,365	36,561	37,077	111,003	
新エネルギー等関係			82	82	82	71	71	71	71	214	
その他			7,355	6,161	6,758	7,353	5,104	5,079	5,080	15,263	
合　計			429,424	395,688	412,556	417,781	441,410	443,607	443,558	1,328,575	

［原子力損害賠償資金補助法一般負担金］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		5,637	6,021	5,829	6,264	6,264	6,264	6,264	18,792	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

［原賠・廃炉等支援機構一般負担金］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		7,789,861	7,755,123	7,772,492	7,755,123	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
合　計		7,789,861	7,755,123	7,772,492	7,755,123	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	

［普及開発関係費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費		1,310,653	1,504,824	1,407,739	1,890,003	285,251	266,241	107,667	659,159	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
一般普及開発関係費		667,459	637,904	652,682	840,162	252,595	236,894	246,527	736,016	
合　計		1,978,112	2,142,728	2,060,420	2,730,165	537,846	503,135	354,194	1,395,175	

［養成費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
研修施設運営費		72,503	67,871	80,247	75,722	67,930	67,017	210,669	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
その他養成費		238,951	309,123	397,776	385,061	392,179	379,405	1,156,645	
合　計		311,454	376,994	478,023	460,783	460,109	446,422	1,367,314	

［研究費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費		795	40,368	20,582	23,000	37,106	35,157	34,699	106,962	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
委託研究費		2,504,740	2,616,210	2,560,475	2,431,833	2,050,519	2,020,203	2,035,412	6,106,134	
合　計		2,505,535	2,656,578	2,581,057	2,454,833	2,087,625	2,055,360	2,070,111	6,213,096	

［諸費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費		1,746,042	1,798,301	1,772,172	1,876,387	1,751,333	1,987,775	2,062,439	5,801,547	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
旅費		244,841	259,343	252,092	430,805	311,378	305,019	298,660	915,057	
寄付金		32,315	35,671	33,993	58,661	－	－	－	－	
団体費		600,109	718,877	659,493	692,294	271,461	271,461	271,461	814,382	
その他諸費		1,945,973	3,609,258	2,777,616	3,027,490	3,548,996	3,817,572	5,087,858	12,454,427	
合　計		4,569,280	6,421,450	5,495,365	6,085,638	5,883,168	6,381,827	7,720,418	19,985,413	

［貸倒損］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
貸倒損引当額		28,165	74,258	51,212	▲3,298	20,169	▲1,455	▲908	17,806	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
貸倒損発生額		139,875	109,268	124,571	166,791	200,328	197,905	196,394	594,627	
合　計		168,040	183,526	175,783	163,493	220,497	196,450	195,486	612,433	

［固定資産除却費］

（単位：千円）

項　目		至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損		224,325	183,556	203,940	133,895	175,956	114,081	57,189	347,226	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	除却費用		261,283	267,575	264,429	158,378	319,700	526,347	523,505	1,369,552	
火力発電設備	除却損		151,533	545,969	348,751	595,563	441,892	78,195	26,472	546,559	
	除却費用		4,282,832	1,630,962	2,956,897	1,242,430	1,798,655	478,256	672,571	2,949,482	
原子力発電設備	除却損		248,712	194,048	221,380	92,262	260,050	43,073	682	303,805	
	除却費用		629,970	630,714	630,342	252,444	403,688	101,774	53,536	558,998	
新エネルギー等発電設備	除却損		－	694	347	－	－	－	－	－	
	除却費用		－	439	219	－	－	－	－	－	
送電設備	除却損		－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用		－	－	－	－	－	－	－	－	
変電設備	除却損		－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用		－	－	－	－	－	－	－	－	
配電設備	除却損		－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用		－	－	－	－	－	－	－	－	
業務設備	除却損		102,733	104,700	103,716	137,827	133,268	49,004	48,610	230,882	
	除却費用		94,697	175,229	134,963	345,143	294,684	104,215	268,524	667,423	
合計	除却損		727,303	1,028,968	878,135	959,547	1,011,165	284,353	132,953	1,428,471	
	除却費用		5,268,782	2,704,918	3,986,850	1,998,395	2,816,727	1,210,592	1,518,136	5,545,455	

［原子力発電施設解体費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
解体費		455,952	844,798	1,655,153	1,776,808	383,685	490,242	2,650,735	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
資産除去債務計上		3,763,269	3,885,101	4,178,031	2,985,297	2,985,297	2,985,297	8,955,891	
資産除去債務取崩し（貸方）		▲455,952	▲844,798	▲1,655,153	▲1,776,808	▲383,685	▲490,242	▲2,650,735	
合　計		3,763,269	3,885,101	4,178,031	2,985,297	2,985,297	2,985,297	8,955,891	

［共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）］

（単位：千円）

項　目		至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
		2019年度	2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備		133,703	141,420	124,082	123,300	121,800	122,300	367,400	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	火力発電設備		122,793	106,382	170,361	206,468	132,143	132,143	470,755	
	小　計		256,496	247,802	294,443	329,768	253,943	254,443	838,154	
共有設備費等分担額（貸方）	水力発電設備		▲46,254	▲48,113	▲43,392	▲39,302	▲47,622	▲42,369	▲ 129,293	
	火力発電設備		▲78,241	▲294,303	▲78,531	▲231,374	▲93,725	▲262,743	▲ 587,842	
	原子力発電設備		▲6,502	▲6,436	▲6,442	▲6,442	▲6,442	▲6,442	▲ 19,326	
	小　計		▲130,997	▲348,852	▲128,365	▲277,118	▲147,789	▲311,554	▲ 736,461	
合　計			125,499	▲101,050	166,078	52,650	106,154	▲57,111	101,693	

（記載注意）

（何）の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

［開発費、開発費償却］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	
合　計	－	－	－	－	－	－	－	－	

［電力費振替勘定(貸方)］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工事用		▲66,327	▲158,910	▲560,685	▲49,446	▲49,446	▲49,446	▲148,338	建設工事用には、特定原子力発電施設の解体用を含む。 至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
附帯事業用		▲144,403	▲162,650	▲226,571	▲224,662	▲224,662	▲224,662	▲673,986	
合　計		▲210,730	▲321,560	▲787,256	▲274,108	▲274,108	▲274,108	▲822,324	

［株式交付費、社債発行費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費		－	－	－	－	－	－	－	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
社債発行費		233,762	244,976	398,919	230,697	230,697	230,697	692,091	
合　計		233,762	244,976	398,919	230,697	230,697	230,697	692,091	

（4）第３条第２項第４号関係

［修繕費］

（単位：千円）

項　目		至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備　考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕費率(%)						平均修繕費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価		290,032,853	291,383,522	0.88%	293,984,991	290,938,133	290,600,118	290,736,890	872,275,142	0.98%	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	普通修繕費		2,351,207	2,775,799		2,291,186	3,704,536	2,330,027	2,534,956	8,569,519		
火力発電設備	平均帳簿原価		526,353,972	515,340,486	2.07%	477,514,972	526,217,131	576,741,134	580,769,715	1,683,727,980	2.48%	
	普通修繕費		12,592,883	8,964,309		9,240,991	16,878,698	8,645,098	16,253,889	41,777,685		
原子力発電設備	平均帳簿原価		708,540,556	761,135,573	1.39%	801,203,151	797,032,026	803,400,125	811,841,396	2,412,273,546	1.32%	
	普通修繕費		10,186,999	10,205,100		5,499,345	10,237,580	11,856,514	9,828,340	31,922,434		
新エネルギー等発電設備	平均帳簿原価		1,627,152	1,630,467	0.39%	1,633,782	1,917,189	2,200,597	2,200,597	6,318,382	0.33%	
	普通修繕費		5,982	6,832		15,910	6,005	5,990	9,080	21,075		
送電設備	平均帳簿原価		－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	普通修繕費		－ (－)	－ (－)		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
変電設備	平均帳簿原価		－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	普通修繕費		－	－		－	－	－	－	－		
配電設備	平均帳簿原価		－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	普通修繕費		－ (－)	－ (－)		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
業務設備	平均帳簿原価		44,821,442	44,610,368	0.89%	38,307,251	33,190,075	34,459,738	34,992,400	102,642,213	1.39%	
	普通修繕費		407,579 (－)	386,477 (－)		471,363 (－)	467,541 (－)	434,719 (－)	521,764 (－)	1,424,024 (－)		
合　計	平均帳簿原価		1,571,375,975	1,614,100,417	1.50%	1,612,644,147	1,649,294,554	1,707,401,711	1,720,540,997	5,077,237,263	1.65%	
	普通修繕費		25,544,649	22,338,517		17,518,796	31,294,360	23,272,348	29,148,029	83,714,737		

（記載注意）

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の（ ）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

（５）第３条第２項第５号関係

［水利使用料］

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	

（６）第３条第２項第６号関係

［減価償却費］

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
水力発電設備	普通償却費	2,570,786	2,334,482	2,160,535	7,065,803	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
火力発電設備	普通償却費	14,543,048	16,064,139	14,881,504	45,488,690	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	1,433,952	－	－	1,433,952	
原子力発電設備	普通償却費	13,637,354	12,679,206	13,111,141	39,427,700	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
新エネルギー等発電設備	普通償却費	30,935	60,049	57,183	148,167	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
送電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
変電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
配電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
業務設備	普通償却費	671,309	761,329	801,349	2,233,986	
	特別償却費	－	－	－	－	
合　計	普通償却費	31,453,432	31,899,204	31,011,711	94,364,347	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	1,433,952	－	－	1,433,952	

（７）第３条第２項第７号関係

［固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税］

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
固定資産税	4,621,427	5,683,958	5,297,877	15,603,262	
雑税	2,561,477	2,424,284	2,355,622	7,341,383	
電源開発促進税	－	－	－	－	
事業税	4,671,296	4,617,772	4,810,639	14,099,707	
合計	11,854,200	12,726,014	12,464,138	37,044,352	

（8）第３条第２項第８号関係

［他社購入電源費、非化石証書購入費］

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	212,798,718 (48,028,204)	223,334,966 (51,736,224)	199,439,437 (50,010,237)	635,573,121 (149,774,665)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10^6kWh)		11,322	10,892	10,378	32,591	
	非化石証書購入費	料金計	1,608,042	1,786,262	1,778,090	5,172,394	
	非化石証書購入費に係る電力量(10^6kWh)		2,576	2,820	2,786	8,182	

（記載注意）

他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

（9）第３条第２項第９号関係

［建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)］

（単位：千円）

項　目		至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
		2019年度	2020年度	2021年度	平均振替率(%)						
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金		55,629,477	65,526,172	0.26%	52,144,828	29,322,585	29,385,998	27,963,396	86,671,978	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
	振替額		▲147,004	▲169,532		▲ 139,863	▲ 20,288	▲ 20,023	▲ 2,782	▲ 43,093	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用		7,406,077	14,950,660	1.07%	14,950,660	14,950,660	14,950,660	14,950,660	44,851,980	
	振替額		▲182,597	▲56,144		▲ 109,610	▲ 106,323	▲ 106,323	▲ 106,322	▲ 318,968	

(10)第３条第２項第10号関係

［株式交付費償却、社債発行費償却］

（単位：千円）

項　目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
株式交付費償却	－	－	－	－	－	
社債発行費償却	－	－	－	－	－	
合計	－	－	－	－	－	

(11)第３条第２項第11号関係

［法人税等］

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
法人税等	法人税	2,217,199	2,217,199	2,217,199	6,651,597	
	法人税割	204,638	204,638	204,638	613,914	
合　計		2,421,837	2,421,837	2,421,837	7,265,511	

第２表

事業報酬明細表

（第４条第２項第１号、同条第３項第１号関係）　（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産		809,634,640	806,214,277	792,768,872	2,408,617,789	
	建設中の資産		19,914,820	12,487,801	10,659,432	43,062,053	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435	
	核燃料資産		90,440,214	92,388,657	95,887,932	278,716,803	
	特定投資		29,175,818	29,168,318	29,160,818	87,504,954	
	運転資本	営業資本	60,542,098	59,112,647	61,542,822	181,197,567	
		貯蔵品	23,820,219	25,056,595	27,665,013	76,541,827	
		小　計	84,362,316	84,169,241	89,207,834	257,739,391	
	繰延償却資産		－	－	－	－	
	合　計		1,072,633,162	1,069,935,959	1,069,505,307	3,212,074,428	
	報酬率（％）		2.79%	2.79%	2.79%	2.79%	
	電気事業報酬額		29,312,695	29,398,925	29,421,988	88,133,608	

第４表

事業報酬明細表

（第４条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額）　（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産		370,966,806	367,546,443	354,101,038	1,092,614,287	
	建設中の資産		16,271,233	8,844,214	7,015,845	32,131,292	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435	
	核燃料資産		90,440,214	92,388,657	95,887,932	278,716,803	
	特定投資		26,699,125	26,691,625	26,684,125	80,074,875	
	運転資本	営業資本	48,088,187	46,658,736	49,088,911	143,835,834	
		貯蔵品	23,231,421	24,467,797	27,076,215	74,775,433	
		小　計	71,319,608	71,126,533	76,165,126	218,611,267	
	繰延償却資産		－	－	－	－	
	合　計		614,802,339	612,105,136	611,674,484	1,838,581,959	

《項目別明細表》
（1）第４条第４項関係
［特定固定資産］

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	292,316,766	289,559,501	291,640,736	873,517,003	
		工事費負担金等	8,946,422	8,946,160	8,937,580	26,830,162	
		減価償却累計額	224,823,376	225,654,156	226,860,594	677,338,125	
		差引帳簿価額	58,546,968	54,959,185	55,842,562	169,348,716	
	期中増減額	帳簿原価増加額	2,884,637	7,575,334	3,776,592	14,236,563	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	2,570,786	2,334,482	2,160,535	7,065,803	
		帳簿原価減少額	5,641,903	5,494,099	5,584,283	16,720,285	
		工事費負担金等減少額	263	8,580	－	8,842	
		減価償却累計額減少額	1,740,006	1,128,044	649,424	3,517,474	
	期末残高	帳簿原価	289,559,501	291,640,736	289,833,045	871,033,281	
		工事費負担金等	8,946,160	8,937,580	8,937,580	26,821,320	
		減価償却累計額	225,654,156	226,860,594	228,371,705	680,886,454	
		差引帳簿価額	54,959,185	55,842,562	52,523,760	163,325,507	
	平均帳簿価額		56,539,085	55,637,853	53,076,103	165,253,041	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	476,807,276	575,626,986	577,855,281	1,630,289,543	
		工事費負担金等	217,582	213,578	163,796	594,957	
		減価償却累計額	413,592,387	421,618,708	437,049,757	1,272,260,852	
		差引帳簿価額	62,997,307	153,794,699	140,641,728	357,433,734	
	期中増減額	帳簿原価増加額	105,776,824	2,919,819	6,908,513	115,605,157	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	14,543,048	16,064,139	14,881,504	45,488,690	
		帳簿原価減少額	6,957,114	691,524	1,079,645	8,728,284	
		工事費負担金等減少額	4,004	49,782	－	53,786	
		減価償却累計額減少額	6,516,726	633,090	1,053,137	8,202,953	
	期末残高	帳簿原価	575,626,986	577,855,281	583,684,149	1,737,166,416	
		工事費負担金等	213,578	163,796	163,796	541,171	
		減価償却累計額	421,618,708	437,049,757	450,878,124	1,309,546,590	
		差引帳簿価額	153,794,699	140,641,728	132,642,229	427,078,656	
	平均帳簿価額		140,853,687	146,617,162	135,719,184	423,190,033	

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	797,085,434	796,978,617	809,821,632	2,403,885,683	
		工事費負担金等	1,995,425	1,995,425	1,995,425	5,986,275	
		減価償却累計額	628,096,065	637,722,920	648,816,078	1,914,635,064	
		差引帳簿価額	166,993,944	157,260,272	159,010,128	483,264,344	
	期中増減額	帳簿原価増加額	4,111,393	14,482,861	5,697,196	24,291,450	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	13,637,354	12,679,206	13,111,141	39,427,700	
		帳簿原価減少額	4,218,210	1,639,846	1,657,669	7,515,725	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	4,010,500	1,586,047	1,657,202	7,253,749	
	期末残高	帳簿原価	796,978,617	809,821,632	813,861,159	2,420,661,409	
		工事費負担金等	1,995,425	1,995,425	1,995,425	5,986,275	
		減価償却累計額	637,722,920	648,816,078	660,270,017	1,946,809,016	
		差引帳簿価額	157,260,272	159,010,128	151,595,717	467,866,118	
	平均帳簿価額		163,186,580	153,629,748	153,625,415	470,441,743	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	1,633,782	2,200,597	2,200,597	6,034,975	
		工事費負担金等	240,998	240,998	240,998	722,995	
		減価償却累計額	1,169,501	1,200,437	1,260,485	3,630,424	
		差引帳簿価額	223,282	759,162	699,113	1,681,557	
	期中増減額	帳簿原価増加額	566,815	－	－	566,815	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	30,935	60,049	57,183	148,167	
		帳簿原価減少額	－	－	－	－	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	－	－	－	－	
	期末残高	帳簿原価	2,200,597	2,200,597	2,200,597	6,601,790	
		工事費負担金等	240,998	240,998	240,998	722,995	
		減価償却累計額	1,200,437	1,260,485	1,317,668	3,778,591	
		差引帳簿価額	759,162	699,113	641,930	2,100,204	
	平均帳簿価額		256,326	729,137	670,521	1,655,985	
業務設備	期首残高	帳簿原価	32,317,129	34,063,022	34,856,454	101,236,604	
		工事費負担金等	446,705	526,705	526,705	1,500,116	
		減価償却累計額	21,921,739	22,468,833	23,110,755	67,501,328	
		差引帳簿価額	9,948,684	11,067,483	11,218,993	32,235,161	
	期中増減額	帳簿原価増加額	1,878,538	914,384	855,336	3,648,258	
		工事費負担金等増加額	80,000	－	－	80,000	
		減価償却累計額増加額	671,309	761,329	801,349	2,233,986	
		帳簿原価減少額	132,645	120,952	583,444	837,041	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	124,215	119,407	542,837	786,458	
	期末残高	帳簿原価	34,063,022	34,856,454	35,128,346	104,047,821	
		工事費負担金等	526,705	526,705	526,705	1,580,116	
		減価償却累計額	22,468,833	23,110,755	23,369,267	68,948,856	
		差引帳簿価額	11,067,483	11,218,993	11,232,373	33,518,850	
	平均帳簿価額		10,131,128	10,932,543	11,009,815	32,073,486	
レートベース			370,966,806	367,546,443	354,101,038	1,092,614,287	

［建設中の資産］　　（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	1,531,840	2,667,303	839,995	5,039,138	
	期中増加額	4,020,100	5,748,027	5,509,320	15,277,447	
	期中減少額	2,884,637	7,575,334	3,776,592	14,236,563	
	期末帳簿価額	2,667,303	839,995	2,572,724	6,080,022	
	平均帳簿価額	2,928,546	2,578,293	3,189,585	8,696,423	
火力発電設備	期首帳簿価額	98,690,725	10,999	30,180	98,731,905	
	期中増加額	7,097,098	2,939,001	6,879,467	16,915,566	
	期中減少額	105,776,824	2,919,819	6,908,513	115,605,157	
	期末帳簿価額	10,999	30,180	1,135	42,314	
	平均帳簿価額	19,051,177	1,059,019	2,224,334	22,334,530	
原子力発電設備	期首帳簿価額	6,117,438	8,803,784	3,972,481	18,893,703	
	期中増加額	6,797,740	9,651,557	5,491,807	21,941,103	
	期中減少額	4,111,393	14,482,861	5,697,196	24,291,450	
	期末帳簿価額	8,803,784	3,972,481	3,767,091	16,543,356	
	平均帳簿価額	7,731,993	11,927,065	6,011,907	25,670,965	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	25,800	－	－	25,800	
	期中増加額	541,015	－	－	541,015	
	期中減少額	566,815	－	－	566,815	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	271,615	－	－	271,615	
業務設備	期首帳簿価額	1,919,626	1,905,888	1,775,015	5,600,528	
	期中増加額	1,864,800	783,510	1,853,196	4,501,507	
	期中減少額	1,878,538	914,384	855,336	3,648,258	
	期末帳簿価額	1,905,888	1,775,015	2,772,874	6,453,777	
	平均帳簿価額	2,559,135	2,124,051	2,605,864	7,289,050	
レートベース		16,271,233	8,844,214	7,015,845	32,131,292	

［使用済燃料再処理関連加工仮勘定］ （単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	35,891,395	42,319,311	48,696,017	126,906,723	
	期中増加額	6,427,916	6,376,705	6,248,802	19,053,423	
	期末帳簿価額	42,319,311	48,696,017	54,944,819	145,960,147	
	平均帳簿価額	39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435	
レートベース		39,105,353	45,507,664	51,820,418	136,433,435	

［核燃料資産］ （単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	90,506,332	90,374,092	94,403,217	275,283,642	
	期中増加額	4,864,962	8,143,719	6,859,852	19,868,533	
	期中減少額	4,997,202	4,114,594	3,890,427	13,002,223	
	期末帳簿価額	90,374,092	94,403,217	97,372,642	282,149,952	
	平均帳簿価額	90,440,212	92,388,655	95,887,930	278,716,797	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2	2	2	6	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	2	2	2	6	
	平均帳簿価額	2	2	2	6	
レートベース		90,440,214	92,388,657	95,887,932	278,716,803	

［特定投資］ （単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
	平均帳簿価額	318,339	318,339	318,339	955,017	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
	平均帳簿価額	369,526	369,526	369,526	1,108,578	
日本原燃	期首帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
	平均帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
	平均帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
日豪ウラン資源開発	期首帳簿価額	80,100	72,600	65,100	217,800	
	期中増加額	▲7,500	▲7,500	▲7,500	▲22,500	
	期末帳簿価額	72,600	65,100	57,600	195,300	
	平均帳簿価額	76,350	68,850	61,350	206,550	
レートベース		26,699,125	26,691,625	26,684,125	80,074,875	

（記載注意）

（何）の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

［運転資本（営業資本）］ （単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	223,687	223,690	223,690	671,067	
	給料手当	15,079,014	14,956,765	14,835,537	44,871,316	
	給料手当振替額（貸方）	▲168,600	▲167,081	▲165,551	▲501,232	
	退職給与金	629,767	620,892	665,232	1,915,891	
	厚生費	2,993,300	2,956,803	2,920,052	8,870,155	
	委託検針費	－	－	－	－	
	委託集金費	30,456	－	－	30,456	
	雑給	460,031	459,967	459,903	1,379,901	
	燃料費	206,872,872	216,758,069	237,683,017	661,313,958	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	8,532,108	7,713,837	7,649,586	23,895,531	
	廃棄物処理費	6,339,451	6,320,053	5,967,565	18,627,069	
	特定放射性廃棄物処分費	3,664,274	3,456,259	3,296,248	10,416,781	
	消耗品費	1,127,866	2,686,460	1,279,085	5,093,411	
	修繕費	31,294,360	23,272,348	29,148,029	83,714,737	
	水利使用料	713,068	714,501	714,787	2,142,356	
	補償費	404,323	388,564	385,236	1,178,123	
	賃借料	3,859,048	3,843,985	3,912,070	11,615,103	
	委託費	23,925,401	21,347,083	20,151,451	65,423,935	
	損害保険料	441,410	443,607	443,558	1,328,575	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,264	6,264	6,264	18,792	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7,755,123	7,755,123	7,755,123	23,265,369	
	普及開発関係費	537,846	503,135	354,194	1,395,175	
	養成費	460,783	460,109	446,422	1,367,314	
	研究費	2,087,625	2,055,360	2,070,111	6,213,096	
	諸費	5,883,168	6,381,827	7,720,418	19,985,413	
	貸倒損	200,328	196,450	195,486	592,264	
	固定資産税	－	－	－	－	
	雑税	－	－	－	－	
	減価償却費	－	－	－	－	
	固定資産除却費	2,797,197	1,203,411	1,511,011	5,511,619	
	原子力発電施設解体費	▲747,956	▲676,948	▲93,910	▲1,518,814	
	共有設備費等分担額	329,768	253,943	254,443	838,154	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲277,118	▲147,789	▲311,554	▲736,461	
	他社購入電源費	212,798,718	223,334,966	199,439,437	635,573,121	
	非化石証書購入費	1,608,042	1,786,262	1,778,090	5,172,394	
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲20,288	▲20,023	▲2,782	▲43,093	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲106,323	▲106,323	▲106,322	▲318,968	
	原子力廃止関連仮勘定償却費	－	－	－	－	
	電源開発促進税	－	－	－	－	
	事業税	－	－	－	－	
	開発費	－	－	－	－	
	開発費償却	－	－	－	－	
	電力費振替勘定（貸方）	▲274,108	▲274,108	▲274,108	▲822,324	
	株式交付費	－	－	－	－	
	株式交付費償却	－	－	－	－	
	社債発行費	230,697	230,697	230,697	692,091	
	社債発行費償却	－	－	－	－	
	法人税等	－	－	－	－	
	小　計	539,691,602	548,938,158	550,542,515	1,639,172,275	
控除収益項目	他社販売電源料	▲135,633,982	▲156,214,151	▲138,521,947	▲430,370,080	
	託送収益	－	－	－	－	
	電気事業雑収益	▲11,040,887	▲11,142,886	▲10,998,049	▲33,181,822	
	預金利息	▲1,114	▲1,114	▲1,114	▲3,342	
	賠償負担金相当収益	▲2,539,723	▲2,539,723	▲2,539,723	▲7,619,169	
	廃炉円滑化負担金相当収益	▲5,770,396	▲5,770,396	▲5,770,396	▲17,311,188	
	小　計	▲154,986,102	▲175,668,270	▲157,831,229	▲488,485,601	
合　計		384,705,500	373,269,888	392,711,286	1,150,686,674	
レートベース		48,088,187	46,658,736	49,088,911	143,835,834	

（記載注意）

（何）の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

［運転資本（貯蔵品）］ （単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	118,654,320	143,257,021	138,478,249	400,389,590	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	14,831,790	17,907,128	17,309,781	50,048,699	
	燃料油費	消費金額	27,630,126	15,760,415	27,229,740	70,620,281	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	3,453,766	1,970,051	3,403,718	8,827,535	
	ガス費	消費金額	37,742,952	34,889,520	49,154,672	121,787,144	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	4,717,869	4,361,190	6,144,334	15,223,393	
	助燃費	消費金額	1,010,046	1,021,503	933,138	2,964,687	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	126,256	127,688	116,642	370,586	
	小　計		23,129,681	24,366,057	26,974,475	74,470,213	
新エネルギー等貯蔵品	－	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小　計		－	－	－	－	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価						
	一般貯蔵品払出率						
	一般貯蔵品在庫率						
	小　計		101,740	101,740	101,740	305,220	
合　計			23,231,421	24,467,797	27,076,215	74,775,433	
レートベース			23,231,421	24,467,797	27,076,215	74,775,433	

（記載注意）

（何）の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

［繰延償却資産］

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
社債発行費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
開発費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
レートベース		－	－	－	－	

（２）第４条第５項関係

［報酬率］

（単位：％）

項　目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.057	9.666	10.711	10.429	9.213	7.601	10.994	7.838	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.374	0.041	0.137	0.137	▲ 0.001	0.090	0.127		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	－	－	－	－	－	－	0.628	0.628	
事業報酬率		－	－	－	－	－	－	－	2.79	

第５表

控除収益明細表　（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
他社販売電源料	135,633,982	156,214,151	138,521,947	430,370,080	
託送収益	－	－	－	－	
電気事業雑収益	11,040,887	11,142,886	10,998,049	33,181,822	
預金利息	1,114	1,114	1,114	3,342	
賠償負担金相当収益	2,539,723	2,539,723	2,539,723	7,619,169	
廃炉円滑化負担金相当収益	5,770,396	5,770,396	5,770,396	17,311,188	
合計	154,986,102	175,668,270	157,831,229	488,485,601	

《項目別明細表》

（１）第５条第２項関係

［他社販売電源料］　（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計	135,633,982	156,214,151	138,521,947	430,370,080	
	電力量(10^6kWh)		5,934	5,846	5,808	17,587	

［託送収益］　（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
その他託送収益	－	－	－	－	

［電気事業雑収益］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金		52,914	47,702	50,308	49,413	49,413	49,413	49,413	148,239	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
違約金		59,832	31,209	45,521	102,115	44,330	44,330	44,330	132,990	
諸貸付料		－	－	－	－	－	－	－	－	
受託運転益		－	－	－	－	－	－	－	－	
器具販売益		－	－	－	－	－	－	－	－	
受託工事益		－	－	－	－	－	－	－	－	
広告料		－	－	－	－	－	－	－	－	
供給雑収		48,741	42,059	45,400	49,817	78,626	77,676	77,082	233,384	
雑口		9,822,188	9,916,566	9,869,377	9,411,900	10,868,518	10,971,467	10,827,224	32,667,209	
合　計		9,983,675	10,037,536	10,010,606	9,613,245	11,040,887	11,142,886	10,998,049	33,181,822	

［預金利息］

（単位：千円）

項　目	至近実績				適用金利(%)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率(%)						
普通預金		723	764	13.09%	0.001%	862	862	862	2,586	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。
定期預金		262	208	0.27%	0.022%	252	252	252	756	
合　計		985	972			1,114	1,114	1,114	3,342	
電灯・電力料収入		355,856,414	387,951,057			610,460,400	603,078,840	598,472,100	1,812,011,340	

（記載注意）

（何）の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

［賠償負担金相当収益］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益		1,108,806	2,309,952	1,709,379	2,539,723	2,539,723	2,539,723	2,539,723	7,619,169	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

［廃炉円滑化負担金相当収益］

（単位：千円）

項　目	至近実績				2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備　考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益		406,690	3,047,826	1,727,258	5,770,396	5,770,396	5,770,396	5,770,396	17,311,188	至近実績欄については、2019年度は2020年4月1日に一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継する以前の実績であることから、2020年度、2021年度のみを記載している。

注　様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項、第20条第３項関係）

部門整理表

（単位：千円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費			送電費			変電費			配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	91,507	－	91,507	165,814	－	165,814	186,147	－	186,147	5,865	－	5,865	－	－	－	－	－	－	－	－	－	221,734	－	221,734	671,067
給料手当	6,155,683	5,690,054	465,629	10,638,452	9,794,712	843,740	12,449,797	11,502,591	947,206	426,752	396,907	29,845	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15,200,632	14,072,345	1,128,287	44,871,316
給料手当振替額（貸方）	▲15,742	▲15,298	▲444	▲46,071	▲45,268	▲803	▲195,030	▲194,128	▲902	▲28	－	▲28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲244,361	▲243,287	▲1,074	▲501,232
退職給与金	261,250	－	261,250	473,398	－	473,398	531,449	－	531,449	16,745	－	16,745	－	－	－	－	－	－	－	－	－	633,049	－	633,049	1,915,891
厚生費	1,209,050	913,375	295,675	2,191,737	1,655,961	535,776	2,461,648	1,860,171	601,477	78,358	59,407	18,951	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,929,362	2,212,898	716,464	8,870,155
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	30,456	30,456	－	30,456
雑給	202,359	89,747	112,612	225,555	21,495	204,060	454,622	225,539	229,083	7,218	―	7,218	－	－	－	－	－	－	－	－	－	490,147	217,269	272,878	1,379,901
燃料費	－	－	－	661,313,958	661,313,958	－	13,009,343	13,009,343	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	674,323,301
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	23,895,531	23,895,531	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,895,531
廃棄物処理費	－	－	－	12,446,678	12,446,678	－	6,180,391	6,180,391	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18,627,069
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	―	―	－	10,416,781	10,416,781	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,416,781
消耗品費	253,533	66,484	187,049	1,377,809	1,038,867	338,942	2,629,851	2,249,346	380,505	12,271	282	11,989	－	－	－	－	－	－	－	－	－	819,947	366,699	453,248	5,093,411
修繕費	8,830,728	8,569,519	261,209	41,829,875	41,777,685	52,190	31,992,866	31,922,434	70,432	36,953	21,075	15,878	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,024,315	－	1,024,315	83,714,737
水利使用料	2,142,356	2,142,356	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,142,356
補償費	355,982	349,364	6,618	821,408	806,139	15,269	611	600	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	122	120	2	1,178,123
賃借料	1,641,758	345,870	1,295,888	904,647	561,305	343,342	2,055,240	1,602,367	452,873	102,815	750	102,065	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,910,643	－	6,910,643	11,615,103
委託費	6,277,695	3,293,701	2,983,994	10,903,967	10,307,754	596,213	21,588,687	20,784,084	804,603	352,578	171,193	181,385	－	－	－	－	－	－	－	－	－	26,301,008	14,599,451	11,701,557	65,423,935
損害保険料	25,291	25,002	289	168,850	166,926	1,924	1,134,219	1,121,292	12,927	215	213	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,328,575
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	18,792	18,792	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18,792
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	23,265,369	23,265,369	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,265,369
普及開発関係費	－	－	－	141,758	－	141,758	455,755	－	455,755	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	797,662	656,193	141,469	1,395,175
養成費	207,742	－	207,742	252,832	－	252,832	675,008	－	675,008	5,319	－	5,319	－	－	－	－	－	－	－	－	－	226,413	－	226,413	1,367,314
研究費	556,511	－	556,511	1,608,588	－	1,608,588	4,002,496	－	4,002,496	45,501	－	45,501	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,213,096
諸費	1,485,390	755,376	730,014	7,057,777	5,734,962	1,322,815	4,214,273	2,729,245	1,485,028	75,273	28,483	46,790	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,152,700	5,381,193	1,771,507	19,985,413
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	612,433	612,433	－	612,433
固定資産税	2,675,192	2,582,053	93,139	5,553,514	5,536,487	17,027	7,016,187	6,993,008	23,179	27,346	22,124	5,222	－	－	－	－	－	－	－	－	－	331,023	－	331,023	15,603,262
雑税	21,143	20,051	1,092	141,917	134,584	7,333	6,850,772	6,496,788	353,984	1,322	1,254	68	－	－	－	－	－	－	－	－	－	326,229	309,371	16,858	7,341,383
減価償却費	7,508,893	7,065,803	443,089	47,003,646	46,922,642	81,004	39,537,970	39,427,700	110,270	173,009	148,167	24,842	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,574,781	－	1,574,781	95,798,299
固定資産除却費	1,894,948	1,716,778	178,170	3,528,615	3,496,042	32,573	907,142	862,802	44,340	9,989	―	9,989	－	－	－	－	－	－	－	－	－	633,232	－	633,232	6,973,926
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	8,955,891	8,955,891	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,955,891
共有設備費等分担額	367,400	367,400	－	470,754	470,754	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	838,154
共有設備費等分担額（貸方）	▲129,293	▲129,293	－	▲587,842	▲587,842	－	▲19,326	▲19,326	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲736,461
建設分担関連費振替額（貸方）	▲7,577	－	▲7,577	▲14,322	－	▲14,322	▲20,517	－	▲20,517	▲63	―	▲63	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲614	－	▲614	▲43,093
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲12,843	－	▲12,843	▲219,333	▲198	▲219,135	▲68,778	－	▲68,778	▲539	―	▲539	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲17,475	－	▲17,475	▲318,968
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	121,678	－	121,678	230,023	－	230,023	329,511	－	329,511	1,017	－	1,017	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,862	－	9,862	692,091
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	292,727	－	292,727	4,994,603	－	4,994,603	1,567,607	－	1,567,607	12,279	－	12,279	－	－	－	－	－	－	－	－	－	398,295	－	398,295	7,265,511
電気事業報酬	6,599,413	－	6,599,413	22,732,853	－	22,732,853	36,417,836	－	36,417,836	663,680	－	663,680	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,117,440	－	1,117,440	67,531,222
合計	49,012,774	33,848,342	15,164,431	836,311,460	801,553,643	34,757,817	262,898,141	213,306,611	49,591,530	2,053,875	849,855	1,204,020	－	－	－	－	－	－	－	－	－	67,479,035	38,215,141	29,263,894	1,217,755,285

（記載注意）

１　固有の欄には第６条第１項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

２　その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第４（第６条第４項関係）

販売費整理表　　（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	63,214	13,477	145,043	221,734
給料手当	4,333,548	923,894	9,943,190	15,200,632
給料手当振替額（貸方）	▲ 69,665	▲ 14,852	▲ 159,844	▲ 244,361
退職給与金	180,476	38,477	414,096	633,049
厚生費	835,132	178,047	1,916,183	2,929,362
委託検針費	－	－	－	－
委託集金費	30,456	－	－	30,456
雑給	139,736	29,791	320,620	490,147
燃料費	－	－	－	－
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－
消耗品費	233,759	49,836	536,352	819,947
修繕費	298,762	35,718	689,835	1,024,315
水利使用料	－	－	－	－
補償費	35	7	80	122
賃借料	2,180,446	229,641	4,500,556	6,910,643
委託費	12,250,446	687,468	13,363,094	26,301,008
損害保険料	－	－	－	－
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金	－	－	－	－
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	797,662	797,662
養成費	64,548	13,761	148,104	226,413
研究費	－	－	－	－
諸費	1,853,074	395,068	4,904,558	7,152,700
貸倒損	－	－	612,433	612,433
固定資産税	93,468	11,751	225,804	331,023
雑税	93,005	19,828	213,396	326,229
減価償却費	444,655	55,905	1,074,221	1,574,781
固定資産除却費	178,799	22,480	431,953	633,232
原子力発電施設解体費	－	－	－	－
共有設備費等分担額	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 175	▲ 37	▲ 402	▲ 614
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 4,982	▲ 1,062	▲ 11,431	▲ 17,475
開発費	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－
社債発行費	2,812	599	6,451	9,862
社債発行費償却	－	－	－	－
法人税等	113,550	24,208	260,537	398,295
電気事業報酬	318,571	67,918	730,951	1,117,440
合計	23,633,670	2,781,923	41,063,442	67,479,035

（記載注意）　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第５（第８条第１項関係）

送配電非関連費明細表

（単位：千円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費			総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	91,507	91,507	－	165,814	162,523	3,291	5,865	5,865	－	186,147	186,147	－	13,477	13,477	－	462,810	459,519	3,291
給料手当	6,155,683	6,155,683	－	10,638,452	10,427,279	211,173	426,752	426,752	－	12,449,797	12,449,797	－	923,894	923,894	－	30,594,578	30,383,405	211,173
給料手当振替額（貸方）	▲ 15,742	▲ 15,742	－	▲ 46,071	▲ 45,156	▲ 915	▲ 28	▲ 28	－	▲ 195,030	▲ 195,030	－	▲ 14,852	▲ 14,852	－	▲ 271,723	▲ 270,808	▲ 915
退職給与金	261,250	261,250	－	473,398	464,001	9,397	16,745	16,745	－	531,449	531,449	－	38,477	38,477	－	1,321,319	1,311,922	9,397
厚生費	1,209,050	1,209,050	－	2,191,737	2,148,231	43,506	78,358	78,358	－	2,461,648	2,461,648	－	178,047	178,047	－	6,118,840	6,075,334	43,506
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	202,359	202,359	－	225,555	221,078	4,477	7,218	7,218	－	454,622	454,622	－	29,791	29,791	－	919,545	915,068	4,477
燃料費	－	－	－	661,313,958	－	661,313,958	－	－	－	13,009,343	－	13,009,343	－	－	－	674,323,301	－	674,323,301
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,895,531	－	23,895,531	－	－	－	23,895,531	－	23,895,531
廃棄物処理費	－	－	－	12,446,678	－	12,446,678	－	－	－	6,180,391	－	6,180,391	－	－	－	18,627,069	－	18,627,069
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,416,781	－	10,416,781	－	－	－	10,416,781	－	10,416,781
消耗品費	253,533	126,767	126,766	1,377,809	675,230	702,579	12,271	6,136	6,135	2,629,851	1,314,926	1,314,925	49,836	24,918	24,918	4,323,300	2,147,977	2,175,323
修繕費	8,830,728	8,830,728	－	41,829,875	40,999,552	830,323	36,953	36,953	－	31,992,866	31,992,866	－	35,718	35,718	－	82,726,140	81,895,817	830,323
水利使用料	2,142,356	2,142,356	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,142,356	2,142,356	－
補償費	355,982	355,982	－	821,408	805,103	16,305	－	－	－	611	611	－	7	7	－	1,178,008	1,161,703	16,305
賃借料	1,641,758	1,641,758	－	904,647	886,690	17,957	102,815	102,815	－	2,055,240	2,055,240	－	229,641	229,641	－	4,934,101	4,916,144	17,957
委託費	6,277,695	6,277,695	－	10,903,967	10,687,523	216,444	352,578	352,578	－	21,588,687	21,588,687	－	687,468	687,468	－	39,810,395	39,593,951	216,444
損害保険料	25,291	25,291	－	168,850	165,498	3,352	215	215	－	1,134,219	1,134,219	－	－	－	－	1,328,575	1,325,223	3,352
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18,792	18,792	－	－	－	－	18,792	18,792	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,265,369	23,265,369	－	－	－	－	23,265,369	23,265,369	－
普及開発関係費	－	－	－	141,758	138,944	2,814	－	－	－	455,755	455,755	－	－	－	－	597,513	594,699	2,814
養成費	207,742	207,742	－	252,832	247,813	5,019	5,319	5,319	－	675,008	675,008	－	13,761	13,761	－	1,154,662	1,149,643	5,019
研究費	556,511	556,511	－	1,608,588	1,576,658	31,930	45,501	45,501	－	4,002,496	4,002,496	－	－	－	－	6,213,096	6,181,166	31,930
諸費	1,485,390	1,485,390	－	7,057,777	6,917,680	140,097	75,273	75,273	－	4,214,273	4,214,273	－	395,068	395,068	－	13,227,781	13,087,684	140,097
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	2,675,192	2,675,192	－	5,553,514	5,443,277	110,237	27,346	27,346	－	7,016,187	7,016,187	－	11,751	11,751	－	15,283,990	15,173,753	110,237
雑税	21,143	21,143	－	141,917	139,100	2,817	1,322	1,322	－	6,850,772	6,850,772	－	19,828	19,828	－	7,034,982	7,032,165	2,817
減価償却費	7,508,893	7,508,893	－	47,003,646	46,070,624	933,022	173,009	173,009	－	39,537,970	39,537,970	－	55,905	55,905	－	94,279,423	93,346,401	933,022
固定資産除却費	1,894,948	1,894,948	－	3,528,615	3,458,572	70,043	9,989	9,989	－	907,142	907,142	－	22,480	22,480	－	6,363,174	6,293,131	70,043
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,955,891	8,955,891	－	－	－	－	8,955,891	8,955,891	－
共有設備費等分担額	367,400	367,400	－	470,754	461,410	9,344	－	－	－	－	－	－	－	－	－	838,154	828,810	9,344
共有設備費等分担額（貸方）	▲ 129,293	▲ 129,293	－	▲ 587,842	▲ 576,173	▲ 11,669	－	－	－	▲ 19,326	▲ 19,326	－	－	－	－	▲ 736,461	▲ 724,792	▲ 11,669
他社購入電源費	20,240,148	15,516,370	4,723,778	457,235,880	75,384,116	381,851,764	149,774,665	4,758,339	145,016,326	8,322,428	8,322,428	－	－	－	－	635,573,121	103,981,253	531,591,868
非化石証書購入費	－	－	－	5,172,394	－	5,172,394	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,172,394	－	5,172,394
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 7,577	▲ 7,577	－	▲ 14,322	▲ 14,038	▲ 284	▲ 63	▲ 63	－	▲ 20,517	▲ 20,517	－	▲ 37	▲ 37	－	▲ 42,516	▲ 42,232	▲ 284
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲ 12,843	▲ 12,843	－	▲ 219,333	▲ 214,979	▲ 4,354	▲ 539	▲ 539	－	▲ 68,778	▲ 68,778	－	▲ 1,062	▲ 1,062	－	▲ 302,555	▲ 298,201	▲ 4,354
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	121,678	121,678	－	230,023	225,457	4,566	1,017	1,017	－	329,511	329,511	－	599	599	－	682,828	678,262	4,566
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	292,727	292,727	－	4,994,603	4,895,460	99,143	12,279	12,279	－	1,567,607	1,567,607	－	24,208	24,208	－	6,891,424	6,792,281	99,143
電気事業報酬	6,599,413	6,599,413	－	22,732,853	22,281,606	451,247	663,680	663,680	－	36,417,836	36,417,836	－	67,918	67,918	－	66,481,700	66,030,453	451,247
他社販売電源料	▲ 25,614,204	▲ 17,406,068	▲ 8,208,136	▲ 342,779,867	▲ 59,759,009	▲ 283,020,858	▲ 20,481,503	▲ 418,614	▲ 20,062,889	▲ 41,494,506	▲ 6,530,050	▲ 34,964,456	－	－	－	▲ 430,370,080	▲ 84,113,741	▲ 346,256,339
合計	43,638,718	46,996,310	▲ 3,357,592	955,939,867	174,274,070	781,665,797	131,347,037	6,387,465	124,959,572	229,726,063	209,873,548	19,852,515	2,781,923	2,757,005	24,918	1,363,433,608	440,288,398	923,145,210

（記載注意）

その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第６（第９条第３項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）	口数
		夏期	冬期		
非特定需要	3,780	3,780	3,528	21,211.7	12,539,630
特定需要	564	549	458	2,362.1	16,141,580
合計	4,344	4,329	3,986	23,573.8	28,681,210

様式第７（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費					
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額	合計				
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
初年度	特 定 需 要																
二年度	特 定 需 要																
三年度	特 定 需 要																
原価算定期間計		52,913,860	▲ 613,116	52,300,744	92,499,150	1,399,639	93,898,789	13,300,793	201,201	13,501,994	72,410,053	－	158,713,803	987,724	72,410,053	－	232,111,580

（記載注意）

固有の欄には第10条第２項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

施行規則第17条の２に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第８（第18条第７項、第32条第７項関係）

第１表

特定需要原価等と料金収入の比較表　　（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10^6kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収入
初年度	特定需要									
二年度	特定需要									
三年度	特定需要									
原価算定期間計		52,300,744	93,898,789	13,501,994	72,410,053	－	232,111,580	6,520	35.60	232,111,362

（記載注意）

様式第１の注１及び２と同様とすること。

施行規則第17条の２に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。